

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その16）

招集年月日時刻及び場所

平成17年11月8日（火） 午後1時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元「長野県」調査委員会委員、東京大学大学院教授 醍醐 聰 氏

元「長野県」調査委員会事務局長、弁護士 松葉 謙三 氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

開会時刻 午後1時2分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、証人から証言を求めます。本日、出頭を求めました証人は、尋問順に、元「長野県」調査委員会委員で東京大学大学院教授の醍醐聰さん、元「長野県」調査委員会事務局長で弁護士の松葉謙三さん、以上2名であります。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、元「長野県」調査委員会委員で東京大学大学院教授の醍醐聰さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人醍醐聰さんから証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。これより、証人醍醐聰さんの入室を求めます。

[醍醐証人 入室・着席]

醍醐証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、遠路、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださることをお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げます場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関

するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立を願います。

醍醐聰証人、宣誓書の朗読を願います。

[醍醐証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際は起立して発言願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましても、証人の人権に十分留意されるよう要望しておきます。

これより醍醐聰証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き柳田委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問をお願いすることとなります。

まず醍醐聰証人に私からお尋ねいたします。あなたは醍醐聰さんですか。

醍醐証人 はい、醍醐聰です。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

醍醐証人 東京大学大学院経済学研究科の教授を務めております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、柳田委員から尋問させていただきます。

柳田委員 この尋問に先立ちまして、自由民主党さんから10分間、それから緑のフォーラムさんから10分間、志昂会さんから10分間、共産党長野県議団の方から10分間、県民協働・無所属ネットさんから10分間、緑新会さんから10分間、お時間をいただきまして、県民クラブ・公明のお時間を合わせて尋問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。醍醐証人におかれましては、大変お忙しい中ありがとうございました。尋問をさせていただきます。

最初に、醍醐証人は、平成16年3月17日の四谷において行われた会合に出席をされましたでしょうか。

醍醐証人 今の会合には出席しております。

柳田委員 その会合の案内は、だれからどのような連絡によってございましたでしょうか。

醍醐証人 2回に分けて、2度案内がメールでまいりました。1回目は経営戦略局の職員の方のお名前で来ました。2回目は松林憲治氏のお名前で来ました。

柳田委員 そのメールには、費用負担についての記述はございましたでしょうか。

醍醐証人 ございません。

柳田委員 そのメールには、会合の話し合われる内容についての記述はございましたでしょうか。

醍醐証人 内容と言えるものはございません。2回目の松林憲治さんからの御案内メールの中では、打ち合わせ会議を行いますのでという、そういう言葉が確かあったと記憶しております。

柳田委員 四谷における当該の会合の醍醐証人以外の出席者はどなたであったのか、御証言願います。

醍醐証人 失礼しました、ちょっと訂正します。先ほど申し上げているのは、もう一個、別件のことでもございましたので、もう一度一から訂正し直してもらってよろしいでしょうか。私、2回出ておりましてちょっと順序を逆にしておりました。失礼しました。

小林委員長 はい。

醍醐証人 一からもう一度やり直しますが、四谷の場合は、案内はメールで田中知事からまいりました。これ2回、日にちを異にしてまいりました。2回目は当日でした。失礼いたしました。

柳田委員 それではその会合に関して、費用負担についての記述はあったのか、そして話し合われる内容の記述はあったのか、この2点について、四谷に関してお聞きしたいと思います。

醍醐証人 費用負担については特段何もございません。それから会議の趣旨等につきましては何もございませんで、1回目の最初のメールのときに、皆様とお目にかかりたいと存じますという、そういう一文、一言があったかと思えます。

柳田委員 それでは東京四谷における会合の、醍醐証人以外の御出席になられた方のお名前を御証言願いたいと思えます。

醍醐証人 「長野県」調査委員会の全委員と田中知事、以上です。

柳田委員 その会合は、都合何時間程度の会合でございましたか。

醍醐証人 正確なことはちょっと記憶が薄らいでいますが、おおよそ、全体で言いますと3時間から3時間半ぐらい、3時間前後ではなかったかなというふうに思います。

柳田委員 それはずっとこう食事をしているような会合であったのでしょうか。懇談と会議というのは、別々に行われたものでしょうか。

醍醐証人 これも非常に厳密にはちょっと記憶がございませんが、大きな流れとしては、まずは最初のうちは、調査委員会の委員会の打ち合わせ、協議とそういうことで時間は約2時間前後でしょうか、そういうふうに使われたと思っております。それが終わったあとから、食事と言いましょか、それを行ったということですよ。

柳田委員 食事の際、アルコールは含んでいらっしゃいましたか。

醍醐証人 はい、含んでおりました。

柳田委員 最初の醍醐証人の話にありました2時間程度の議論というか会議は、どなたの進行による会議でありましたか。

醍醐証人 最初というのはこの委員会の話し合い、問題について打ち合わせということですが、そのときの打ち合わせの内容がいくつかございまして、それによってだれが進行を進めたと言えるものもあれば、一般的にだれがということなく全体で議論をしたと、そういうふうにごう少し分かれていたように記憶しております。

柳田委員 その会議では、「長野県」調査委員会の何について議論されたのか、これは調査内容に触れなくて結構でございますので、どういった内容についてか、具体的なことではなくてお願いをしたいと思います。

醍醐証人 主なものは、「長野県」調査委員会の設置要綱というのがございました。この17日の四谷での懇談会に先立って1回目の委員会がありまして、その場で設置要綱の案というものが出たわけですけども、その場で確定はしなかったわけですよ。それを持ち越す形でそ

の懇談の17日の場で、その設置要綱について、これをどうするかと。1回目の委員会で出たものをもう少しこう見直すという議論になったわけです。

それから、それともう一つ主なものは、当時、委員会に外部からの情報提供窓口というものを、1回目の会合でそういうものを設けようではないかということが決まりまして。そこからすぐにスタートしたわけですが、その情報提供窓口というのが、あの当時は松葉委員の事務所に置かせていただいて、そこに寄せられた、3月17日の四谷での会合までの間に寄せられた情報を、こういうものだったということを全体で共有して議論したという、それがもう一つあったと思います。

それから、設置要綱の見直しの議論とかかかわっていたわけですが、これから「長野県」調査委員会としてどういうふうに調査を進めていくのかと、そういうこれからのことも多少議論したと記憶しております。

柳田委員 設置要綱については、どなたが説明をされていたのでしょうか。

醍醐証人 これについては先ほど言いましたように、このテーマに関してはどなたが説明したというよりかは、その17日の会合に先立って個々の委員が原案を、ここをこういうふうに見直したらどうかという意見を、これを既に出していたわけです。ちなみに、実はその前日、3月16日にeメールで私自身、この原案に対してここをこのように修正してはどうかという提案を皆さんに送っておりました。

それから、そのときに私一人ではなくて、あとお一人かお二人、少なくともほかの委員からも、お一人かお二人だったと思いますが、そういう、原案に対する修正意見が出ておまして、それを持ち寄ってと言いましょか、どうするかという、そういう形で話し合いは進んでいきました。

柳田委員 その会議を行うに当たりまして、資料は配付をされたのでしょうか。

醍醐証人 配付されました。

柳田委員 その資料はどなたが作成をされたものであったのでしょうか。

醍醐証人 これも先ほどと関係しますが、まず委員会設置要綱の見直しについては、それぞれ意見を出した方のプリントですね、それが参加者全員に配られておりました。それから、その窓口寄せられた情報については、これは窓口担当であった当時の事務局の松葉委員が全員分プリントして、その分を各テーブルの上と言いましょか、そこに配られていたということです。

それから、時間的には短かったと思いますが、これからどうしていくかという、これからの調査の進め方についても、それはそれで別途の資料が用意されていたと記憶しております。それは松葉委員がおつくりになったものだったというふうに記憶しております。

柳田委員 その今後についての松葉謙三氏がつくられた文書と、そしてまた寄せられた情報等に関して、松葉氏がつくられたと。それは、ちょっと念押しになるかもしれませんが、「長野県」調査委員会が調査対象としている内容が記述されているものだったのでしょうか。

醍醐証人 まず窓口に寄せられた情報というのは、だれかがつくったというよりかは、その情報そのものをプリントしたものを配ったということです。それから、今のお尋ねは、これからの調査の進め方に関係したことかと思えますけれども、個別具体的なことについては今のこの時点では少し控えますが、どういう形でどなたを対象にするかということについても、その資料の中には書かれていたということです。

柳田委員 それでは、その点は「長野県」調査委員会の秘密の原則というものがございまして、尊重させていただきまして、深くはお聞きしないことにさせていただきたいと思えます。概略の方をお聞きしていきたいと思えます。その資料に沿って議論は進んでいったのでしょうか。

醍醐証人 もちろんそうです。

柳田委員 知事はそのときに同席をされていたということでございまして、会議中に発言をされるといった場面はございましたか。

醍醐証人 今のお尋ねは、委員会の中の議論している時間帯のことかと思えますが、御発言は何回かありました。

柳田委員 一部報道にも出ている部分がございますけれども、こういった内容について知事が発言をされたのか、お願いいたします。

醍醐証人 これは設置要綱をどうするかという議論と、先ほどそれとこれからの調査の進め方ということとかかわっていたということを申し上げましたけれども、それにまたがるような問題で発言をなさったというふうに記憶しておりますが。これから調査を進めていくに当たって、民間人と、それから元公人というのでしょうか、元公務員というのでしょうか、そういう方については対応を、これ対応という意味は公開でやるか非公開でやるかということですね。それについては、元公務員の方、オリンピック招致にかかわった方については、公開でいいんじゃないのかと。ただ民間人の方については、それとは対応が違っていいんじゃないかなというふうなことをおっしゃっていたというふうに記憶しております。

柳田委員 設置要綱について、知事はどのような発言をされたのか、御記憶がありますでしょうか。

醍醐証人 今言ったのはまさにこの設置要綱、実は一番議論になったのは、公開・非公開ということが大きな議論になりまして。現にそれはもう、今はホームページにも出ておりますから、改訂されたあとのものは出ておりますし、改訂前とお比べになれば、もうこれは公に

なっていることですから特段触れることには何ら支障はないと思っておりますけれども。調査を進めていくに当たっては、一律に公開というふうにすると協力が得にくくなるということも当然あり得るし、とりわけ民間人の方についてお尋ねをする場合には、個人のプライバシーというものは十分配慮しなければいけないんじゃないかということになって。ただ、調査が終わった、区切りがついた時点以降は、さかのぼって公開するというふうな公開の扱いという議論をしたわけですが、その議論の過程で、先ほど私が申し上げたような御発言が知事からあったというふうに記憶しておりますが。そういう意味では、公開・非公開のことが主だったのですが。

あと知事が少し言及されたのは、委員の任期の問題です。改訂前の、第1回目の委員会に配られたときには、委員の任期は1年とするというふうになっていたわけですが、もちろんそれは再任があり得るとか、ないとかということはさまざまあったかと思いますが、そういう1年という数字が入っていたわけですが、17日の四谷での懇談の場で、これは、最初にそのことに言及されたのは、当然と言えば当然ですが会長であった当時の大塚委員ですが、1年というふうにすると、今、議会で、委員会とか、そういう審議会とか、検討委員会といったものについて、これは条例で定めるようにするべきだというふうな意見が出ていると。そこで1年というふうに切ってしまうと、それをさらに今度再任とか延長する段階で議会から意見が出てくるかもしれないと。したがって、1年という数字は入れない方がいいのではないかと、そういうような趣旨の御発言が大塚会長からあったんですけれども。これは、私はそのときのやりとりで、事前に県側、具体的にはおそらく田中康夫知事とそういうことが、議会のそういう動きがあるということが伝えられて、それで事前に話し合われていたというふうに私は理解しました。その場で知事も多少、当時の大塚会長のお話に補足的なことを御発言されたように記憶をしております。

柳田委員 知事のその発言は、「長野県」調査委員会の委員の皆さんに影響を与えたのでしょうか。

醍醐証人 影響を与えたかどうかという答え方はやや難しいんですけども。率直に言って私自身も含めて、こういう調査というのは、やりかけるとかなり大変な作業になるのではないかと。したがって、委員をお引き受けした以上はやり遂げたいという気持ちは、あの当時、皆さんおそらく共有していたと思うんですね。その意味からいったら、途中で中断してしまうとか、途切れてしまうというふうなことは避けたいという思いはやっぱりもともとあったと思うんですね。ですので、その1年ということもなくそうというふうな案については、特段、私も含めてでしたけれども、異論は何もなかったと。それが知事の発言の影響でというふうに言えるかどうかとなると、私はそこまでは、もともと委員の中にそういう潜在的な意

識があったものですから、そんなに何ら抵抗もなく、そうだなということで直そうということになったと記憶しております。

柳田委員 民間人と元公人の方とは、調査の方法を変えた方がいいと、公開・非公開ですね。公開・非公開ということに関して区別をした方がいいと、知事の発言についてですが。その際知事は、配付された資料はごらんになった上でその発言をされたのでしょうか。

醍醐証人 その発言をされたときに、この配られた資料をごらんになりながら発言されたというふうに、私は断定できないし、そうではなかったのではないかと思います。ただ、先ほど言いましたように、その資料というものは、参加したメンバー全員に、テーブルの前に置かれておりましたから、見ようと思えばそれは田中知事に限らずすべての委員が見れますし、配られて議論をしているわけですから、皆さん目を通して議論していたというのは自然なことではなかったかと思えます。

柳田委員 平成14年6月28日から平成15年10月29日まで、知事後援会の会計責任者職務代行者には吉田總一郎さんという方がついていらっしゃいます。吉田總一郎氏、知事後援会幹部であった吉田さんのお名前は、そこには記述がされておりましたでしょうか。その資料の中に記述があったかどうかお聞きします。

醍醐証人 委員長に今のことに答えする前にお伺いしたいんですけども。御承知のとおり、私は「長野県」調査委員会の元委員でございますけれども、今、先ほど言っている設置要綱の第10項に元委員も含めてその守秘義務があるという規定がございます。今の御質問に対してお答えするというときには、この設置要綱と、もちろんこのいわゆる百条委員会の調査権限との兼ね合いということが問題になると私は理解しているんですけども。私自身の判断としましては、一般にもう長野県の中では多くの方に周知されている事実について、それについて言及するということが、特段、もともと非公開とか守秘義務というのは、調査に支障を来さないようにということと、個人のプライバシーを守ることが主だと思っておりますけれども。先ほど申しましたように、既にもう多くの長野県民の方々にオリンピックの招致活動において、こうこうこういう方は中心的に仕事をされたということが周知されている場合については、それについてここで伏せるということが、特段個人のプライバシー保護にとって、そんなに意味のあることでもないというように考えまして、私としてはそれについて証言は拒まないようにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

小林委員長 今回の御発言でございますが、お見込みのとおりと私も解釈いたしますので、真実をお述べください。

醍醐証人 今おっしゃった方のお名前は、配られた資料の中に書かれておりました。

柳田委員 吉田總一郎氏がしなやか会、知事後援会幹部であるということは、出席の委員の

皆さんは御存知の上で会議に臨まれていたのでしょうか。

醍醐証人 私は5月で辞任いたしましたので、それ以降のことは全くわかりませんが、私が委員を務めている間にも、ある1冊の本を県が購入していただいて委員全員に配られたり、資料等も共通に皆さんに配ったりしておりましたし、あるいは御自分それぞれである程度まで調べておられたと思いますので、今おっしゃった方のことについては、これは委員会の場で正式にその方について直接的に議論したと、口頭で議論したということは私のいるうちではなかったかと思いますが、おそらく私の理解では、もう当然ながらすべての委員が御承知だったというふうに理解しております。

柳田委員 当日配付された資料及び、醍醐証人が結果的に辞任をされるわけですが、その辞任されるまでに「長野県」調査委員会委員として所持をされていた資料は、辞任された際、どう扱われたかお聞きをいたします。

醍醐証人 それにつきましては、長野県の方から資料を返却してほしいという要求がまいりました。6月21日に県の職員の方の名前で、宅急便で返却してほしいということから荷札カードがついて送られてきたわけですが、私はそのときは、その目的・理由が十分に書いてないので、見合わせていただきたいということを、メールで7月1日にいたしました。その理由をここで述べるのはご質問に対する範囲を超えていますので、ご質問がありましたらお答えいたします。それに対して今度は7月12日に田中知事名で再度の返却請求がまいりました。それは配達証明郵便であります。私はもうどうすべきか、理由は述べていませんが、この理由というのがなお解消しないという状態は続いていたわけですが、なにかこれ以上自分の手元に資料を置いておくということは、なにか特別な意味があるかのごとく受け止められるのも本意ではありませんでしたので、返却を了解することにいたしまして、7月26日に、長野県の最初に請求があった方のお名前、宛名に返却をいたしました。

柳田委員 7月1日にメールで醍醐証人が見合わせたい旨を送られた際、メールを送られた際の理由を、加えてお聞きをさせていただきたいことが1点。それと四谷での16年3月17日に配られた資料、これも返却された資料に入っているのかについて、2点お聞きをしたいと思います。

醍醐証人 まず理由ですが、それは返信のときにも明記していたんですけども、私自身、国のいくつかの審議会に10年ぐらいかかわっていたんですけども、当然、別に辞任ではなくて任期が来てやめるということもありましたけれども、任期が切れてやめる、だからその時点で返却すべしという請求を受けたことは一度もございません。ちなみに私の友人にも、審議会をやっていて、長野県からこういうのが来たんだよねという話をしましたら驚くんですね。多分皆さん、これは国と地方で同じではないという議論もあるかと思えますけ

れども、一般に任期が切れて終了した委員に対して任期中に配られた資料の返却をということとは、私は前代未聞だったわけです。むしろそうやって、どうしても返却するのでありまして、どういうやり方をとってきたかと言いましたら、会合の場で配って会合終了時に回収というやり方なんです。こういうふうにするのであれば理解はできます。それから非常に機密性の高い場合は、全委員は守秘義務を履行するという署名をして、そして配られたものもでございます。それくらい厳しいものであってもあとで返せということが来たことは一度もありません。それで、しかも設置要綱では、元委員についても守秘義務がかかっているということが現にございますから、お互いにそれで信頼し合えないのでありまして何もしないということがあります。

他方で、その審議の途中で資料が一部の週刊誌に流れていると。こういうことについては何のおとがめもないという、こういうふうな非常に首尾一貫性のない状態で資料の返還請求というのは、私としては非常に合理的な理由としては受け取れなかったというのが理由です。柳田委員 返還された資料の中に四谷の資料もございましたでしょうか。

醍醐証人 当然、含まれております。

柳田委員 ここでお諮りをいただきたいと思います。松葉謙三証人にもこの場面でお入りをいただきまして、お二方同席のもとで尋問を続けさせていただきたいと思いますので、委員長のもとでお計らいを願いたいと思います。

小林委員長 今、柳田委員から動議が出されたわけでございますが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、それでは委員会としてさよう決定をいたします。

それでは、ここで5分間、暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後1時41分

再開時刻 午後1時46分

小林委員長 休憩前に引き続きまして、元「長野県」調査委員会事務局長で弁護士の松葉謙三さんから証言を求めます。これより証人松葉謙三さんの入室を求めます。

[松葉証人 入室・着席]

松葉謙三証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げるとともに、調査のために御協力をいただくようお願いを申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

松葉謙三証人、宣誓書の朗読を願います。

[松葉証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより松葉謙三証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたし

ます。その後、醍醐聰証人に同席願い、引き続き柳田委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたします。

それでは、まず松葉謙三証人にお尋ねをいたします。あなたは松葉謙三さんですか。

松葉証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

松葉証人 弁護士です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。それではここで醍醐聰証人の入室を求めます。

[醍醐証人 入室・着席]

次に、柳田委員から尋問させていただきます。

柳田委員 松葉謙三証人は、平成16年3月17日の四谷において行われた会合に出席をいたしましたか。

松葉証人 出席しました。

柳田委員 その会合の案内は、だれからどのように連絡がありましたか。

松葉証人 はっきり記憶はないですけれども、知事からのメールだったと思います。

柳田委員 そのメールには、費用負担についての記述はありましたか。

松葉証人 ないと思います。

柳田委員 そのメールには、会合の話し合われる内容の記述はありましたか。

松葉証人 ちょっと記憶がありません。

柳田委員 御記憶の中には、このメールにはどんな記述があったか、御証言願います。

松葉証人 少なくとも集合場所、集合時間はあったと思います。それ以外については、ちょっと記憶がございません。

柳田委員 そのメールは、何回ありましたか。

松葉証人 わかりません、ちょっと記憶がございません。1回だったと思いますが。

柳田委員 四谷における会合の松葉証人以外の出席者はどなたですか。

松葉証人 田中知事と「長野県」調査委員会委員全員だったと思います。

柳田委員 その会合は、都合何時間程度行われましたか。

松葉証人 ちょっとはっきり記憶がございませんが、数時間、4、5時間あったかと思えます。

柳田委員 食事の際、アルコールは含んでいましたか。

松葉証人 少しですがあったと思います。

柳田委員 その会合の一番最初からアルコールは並べられていたのでしょうか。

松葉証人 そうではないと思います。

柳田委員 アルコールのない懇談というのは、どのぐらいの時間あったでしょうか。

松葉証人 ちょっとはっきり記憶がもちろんございませんが、1、2時間あったと思います。

柳田委員 この1、2時間の議論は、どなたの進行によるものでありましたか。

松葉証人 特にだれが進行したということではなかったと思います。ざっくばらんな議論だったと思います。

柳田委員 その会議では、「長野県」調査委員会の何について議論をされたのでしょうか。詳細な調査に触れる内容ではなくて、概略で結構でございます。

松葉証人 私は事務局をしておりましたので、いろいろ資料等検討した結果の、私、詳しい、大体A4で9枚ぐらいのレジュメをつくって皆さんにお配りしましたし、それから私が県民の方たちからの情報を得るといって窓口になっておりましたので、そういう方々からのメールとか手紙とか、そういうものをコピーしたものを配って、そういうものを資料としながら話し合ったと思います。中身としては、今後の調査委員会の調査方針ということだったと思います。

柳田委員 委員会の設置要綱については、議論は及びませんでしたか。

松葉証人 そういうのもあつたらうと思います。私のレジュメの中にはいろいろなことが書いてありまして、そういう要綱の問題、あるいはこのオリンピック問題のさまざまな問題点、あるいはその問題点をどういうふうに調査するか、具体的な問題点も指摘して、私は詳しい文書を出しましたので、そういうものも資料としてざっくばらんな話をいたしました。

柳田委員 この会議中、知事は発言をされたのでしょうか。

松葉証人 そういう調査方針について、特に知事からのお話はなかったと思います。

柳田委員 会議中、知事の御発言、御記憶にある範囲で御証言いただきたいと思ひます。

松葉証人 そういう、その調査方針等の話については、ほとんど知事の発言はなかったと思ひます。雑談の中で話があつた程度で、具体的には覚えておりません。

柳田委員 この要綱をつくる際に、任期を限定するのか、あるいは任期について記述は行わないのかについて、知事は発言をしませんでしたか。

松葉証人 ちょっと記憶がございません。

柳田委員 公開・非公開に関して、知事が意見を述べたという記憶はございますか。

松葉証人 それもちょっと記憶がございません。

柳田委員 醍醐証人によると、会合中、田中康夫知事は、民間人と元公人の方とは、公開において、調査について方法を変えた方がいいという発言をされたそうですけれども、そういう記憶はございますか。

松葉証人 ございません。

柳田委員 松葉証人がつくられたとされるA4で9枚程度の資料、メールや、あるいは手紙のコピー、今後の方針と言われる資料、この中に、平成14年6月28日から平成15年10月29日まで、知事後援会しなやか会の会計責任者職務代行者であった吉田總一郎氏の名前は、その資料の中にありましたでしょうか。

松葉証人 そうですね、私は調査対象者として名前を挙げたと思います。

柳田委員 その調査対象、吉田總一郎氏の名前が出たその資料が出ていた。そのことについて、知事は発言をされましたでしょうか、それにかかわる話をされたでしょうか。

松葉証人 ないと思います。

柳田委員 松葉謙三証人は「長野県」調査委員会を辞任されますが、その辞任された際に、この四谷において使用した資料及びそれまでに入手した資料、こういった一切の「長野県」調査委員会委員として入手をした資料は、どう扱われましたか。

松葉証人 辞任したあと、直ちに返還いたしました。

柳田委員 返還のために、県当局の方から返還するように求められたのですか。

松葉証人 そのとおりです。

柳田委員 それは手紙であるとか、あるいはメールであるとか、内容証明であったとか、記憶はございますか。

松葉証人 何によって要求されたかは記憶がございません。

柳田委員 そのことに関しての疑問を感じることはございませんでしたか。

松葉証人 全然疑問は感じませんでした。

柳田委員 醍醐証人が委員を辞任した際、返還された資料は、「長野県」調査委員会事務局を行っていた松葉証人はどう扱ったのか、あるいは既に松葉証人が辞任をされた以降の話であったのか、含めてお願いしたいと思います。

松葉証人 ちょっと時期は記憶がございません。私が受け取ったのか、ちょっとそういう記憶はございませんが、醍醐証人に対して返還を求めたことは知っておりました。

柳田委員 返還を求めたのは、当時事務局長であった松葉証人の意思ですか。

松葉証人 それは委員の人たちの意見、総合的な意見だったと思います。

柳田委員 その意見集約というのは、事務局長としてどうやってまとめられましたか。

松葉証人 電話で話し合ったりした程度だったと思います。

柳田委員 それを、手続としてはどういった手順で、醍醐証人にその委員会の意思を伝えたのでしょうか。

松葉証人 県の担当者から連絡が行ったんだろうと思います。私は直接はやってないと思います。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをしたいと思います。「長野県」調査委員会に関する会議の後、飲食を伴う懇談を行ったとのことですが、食事をしながらこういった話題となりましたでしょうか。

醍醐証人 それは3月17日のことでしょうか。

(柳田委員から「四谷の会議です」という声あり)

これもかなり、1時間半から2時間ぐらい。先ほど私が3時間前後と言いましたのは、私が退室したときまでです、それ以降はわからないということです、すみません、追加させていただきます。私がいる間の一般的な議論の中で、他の委員がおっしゃったことは、私実はあまりよく覚えていないんですけども、自分が言ったことは覚えているんですけども。私がかちょっと議論に出したのは、知事の住民票の移動問題につきまして、ちょっと話題に、私からも切り出した面もありましたが、ちょうどあのころかなりこういろいろ議論されておりましたので出しまして、私は自分の考え方を率直に申し上げたら、ほかの方はあまりこう御自分の意見はおっしゃいませんでしたけれども、そのことでひとしきりいろいろ議論と言いますか、雑談になりました。

柳田委員 同様の質問を松葉証人にお聞きします。「長野県」調査委員会に関する会議の後、アルコールを少し含む飲食を伴う懇談を行ったとのことですが、食事をしながらこういった話題に及んだのか、御証言願います。

松葉証人 今、醍醐さんが言われた話も出ました。それ以外に、だから私たち、だからこの会合は、知事はそれぞれの委員の方を知って見えたけど、私たちはお互いに知らない仲でしたので、まさにざっくばらんに話し合うと。それから要するに気心を知るためという目的もありましたので、格別その難しい議論をした記憶はございません。

柳田委員 醍醐証人は、その懇談会に最後まで出席をされたのでしょうか。

醍醐証人 途中で退席させていただきました。

柳田委員 その飲食に伴う費用は支払いをされましたか。

醍醐証人 支払うつもりで会計をお願いしますと申し上げたんですけども、知事の後援会からこれは出しますから必要ありませんと、そういうお話で。私はおやっと思ったんですけども、あのときは非常に急いで帰りにつこうとしていたものですから、その場はわだかまったままでしたけれども、そのまま退席いたしました。

柳田委員 松葉証人にお聞きします。その懇談会に最後まで出席をされましたか。

松葉証人 はい、出席しました。

柳田委員 松葉証人は、アルコールを少し含むこの懇談会の費用について、支払いは行われましたか。

松葉証人 その当時はしておりません。

柳田委員 醍醐証人にお聞きいたします。だれが支払うとお聞きになりましたか。ちょっと重複しますが、お願いいたします。

醍醐証人 だれが支払うというのは私が言って、後援会が払うから必要ないとおっしゃったのはだれかということでしょうか。

(柳田委員から「それで結構です」という声あり)

だれがというのは、後援会が支払うからということでした。

柳田委員 それは松葉証人からそういう説明を受けたということによろしいですか。

醍醐証人 はい、帰りがけ松葉委員に会計をお願いしますという趣旨のことを申し上げたときに、松葉委員からこれは田中知事の後援会から出ますから結構ですという、そういう趣旨のお話がありました。

柳田委員 それは醍醐証人以外の出席者にも聞こえる状況でそういう説明を松葉証人はされたのでしょうか。

醍醐証人 あのととき確か松葉委員は、一番角と言いますか、端の方にいらっしゃいました。だからちょうど反対方向で離れた方のところまで聞こえたのかどうかということ、私としては何とも判断できませんが、その周辺にいらっしゃった方には、当然聞こえていたということは間違いのないと思っております。

柳田委員 松葉証人にお聞きいたします。この飲食について、だれが支払うという、支払い業務という作業を行ったのでしょうか。

松葉証人 知事が支払い手続をとられたと思います。

柳田委員 それは現金で支払われたのでしょうか、カード等で払われたのでしょうか。

松葉証人 それは見ておりません。

柳田委員 松葉証人はどういった表現で醍醐証人に、費用負担について後援会で負担する旨を説明されたのか、お聞きいたします。

松葉証人 知事の後援会から出されるので支払わなくても結構ですというふうに申し上げたと思います。

柳田委員 それは醍醐証人以外の出席者にも聞こえる状況だったのでしょうか。

松葉証人 ちょっと聞こえる状態だったかどうかわかりませんが、少なくともみんなに、最終的には皆さんに申し上げていることは間違いございません。

柳田委員 その支払いについて、知事後援会が負担をすることは、松葉証人はだれからいつ指示をされたのですか。

松葉証人 そういう会合を持つということ自身は、2、3の委員で話し合っただけで決めたことで

すけれども、もちろん自分たちで払うという意思で決めたわけですが、その数日後だったと思いますが、そういう会合を持つということについて、知事にお話ししたところ、知事が後援会から払うというふうに言われたと思います。

柳田委員 最初、松葉証人は、知事からの案内であったという証言をされましたが、この会合は2、3の委員の発議によって行われた会合だったのですか。

松葉証人 もともと話し合ったのは2、3の、会長を含めた2、3の委員で話し合って、それから知事にそういうお話をしたとそういう経過です。

柳田委員 これは知事が招集した会議というよりは、むしろ2、3の委員が発議をして、知事が誘われたという会合だったのですか。

松葉証人 誘われたとか、誘われなかったとか、ちょっとよくわかりませんが、そういう会合を持ちたいというふうにお話ししたところ、知事はもちろん私も出席したいと。それで後援会から払いますと。ただ、その期日につきましては、知事の方と言いますか、その担当者の県の職員の方がしたのかわかりませんが、それぞれの都合を聞いて期日が決まって、そしてメールが来たというような経過だったと思います。

柳田委員 2、3の委員でこの会合を開きたいと考えたときに、知事にこの会合があると、会合を行いたいというのは、知事にだれが伝えたのですか。

松葉証人 私と大塚委員ですね、会長をやっておられた大塚委員が話をしたと思います。

柳田委員 大塚委員と松葉証人がその話をしたということであるとすると、この3人で会合を持つ、あるいは懇談をするという機会があったのでしょうか。

松葉証人 みんな集まったか、要するに第1回の期日のあとにたまたま会って話をしたのか、そうだったと思うんですけど、一人ぐらいは電話で話したかもしれませんし、そういう状況だったと思います。

柳田委員 先ほどの証言では、大塚委員と松葉委員が知事に会合をしたい旨を伝えたというふうに証言をされました。ということは、同時に行ったんですか。別々に知事にその会合のことをお話に行ったのですか。

松葉証人 大塚委員は会長ですし、私は事務局という立場でしたので、二人で調査をいろいろなところへ人に会いに行ったり、参考人に会いに行ったり、あるいは施設に行ったりということで、よく長野市に来ておりましたので、そういう機会のときに知事にたまたまお会いしてそういう話をしたとそういう経過です。

柳田委員 費用負担を後援会で負担するというのは、ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、知事から発言があったということによろしいでしょうか。

松葉証人 はい、そうだったと思います。少なくとも私たちからは言っておりません。

柳田委員 それについて松葉証人は、どういった反応をされたのでしょうか。お答えをされたのでしょうか。

松葉証人 私は格別問題があるとは思っておりませんので、お願いしますと言ったかどうかわかりませんが、特に異論は述べておりません。

柳田委員 一抹の、これでいいのかなという思いはございませんでしたか。

松葉証人 いや、ありません。

柳田委員 松葉証人にお聞きをいたします。知事後援会が負担するにふさわしい内容の会合であったとお考えですか。

松葉証人 ふさわしいとか、ふさわしくないというよりか、格別問題のあることではないというふうに思っておりますし、現在もそう思っております。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。知事後援会が結果的に、この最初のその支払い業務というのは知事が行って、そして知事後援会が負担をしたということが事実として明らかになりましたが、知事後援会が負担するにふさわしい内容の会合であったとお考えになっていますでしょうか、お聞きいたします。

醍醐証人 先ほど申しましたとおり、会合の比較的2時間前後は、この「長野県」調査委員会の協議であったことは間違いないわけです。したがって私はあの会合は、飲食が伴っていたということでさまざま御批判を受けることは承知しておりますけれども、趣旨としては「長野県」調査委員会の会合であったというふうに理解しております。そういう場合に、私的な田中康夫さんという一政治家の後援会の費用負担を受けるということは、私としては、これは全くあってはならないことだと思っておりますし、もう1点、先ほど少し出しましたが、私たちの調査対象の中に田中康夫氏の後援会の幹部の方がいらっしゃると。そういう方がいらっしゃるところから費用負担を受けるということは、これは極めて重大な問題だと私は認識しましたし、今もそう思っております。

柳田委員 醍醐証人は疑問と思われて、実際に何か行動を起こされたのか、お聞きいたします。

醍醐証人 私としては、退室するときに松葉委員からそういう後援会が負担するということをお聞きしたときに非常に驚いたんですけども、その場で直ちに対応ができなかったということもございましたけれども。帰ってからその点は非常にこう気にかかっておりましたし、その前後から他の問題でも非常にこう、県あるいは田中知事と委員会との関係について、種々問題を感じておりましたので、これはきちんとなさなければいけないということで、4日後の3月21日に他の全委員あてに郵送で、私の考え方を意見という形で皆さんにお伝えいたしました。その中で、後援会との関係についても一項目として言及しております。

柳田委員 この知事後援会の設立目的というのは、その支援団体が田中康夫さんという政治家を支援することを目的としているわけですが、この目的に沿った支出であったかどうかということが、松葉証人はどういうふうに受けとめていらっしゃいましたか。

松葉証人 そのころ、そんな詳しいことを考えたことはございませんけれども。今の時点で考えれば、格別、知事はまさに県政を改革したいという非常に強い意思を持っておられる方ですので、今のオリンピック等の調査につきましても、きっちりと調査してやるということですから、目的をはずれるとかそういうようなことも特になくと思いますし、格別問題になるとは私は思っておりませんでしたし、今も思っておりません。

柳田委員 田中康夫さんという政治家の政治的支援をする立場に、松葉証人は、当時あったんでしょうか。

松葉証人 格別支援するという事ではないですけども、ものの考え方は、私はよく似ていると思います。要するにきっちりと、要するに政官財の癒着を壊して、そして新しいものをつくるという、まさに知事が活動されていることですから、私は考え方はよく似ていると思います。そういうことですし、その目的に反するなんていうことはちょっとないと私は思っております。

柳田委員 醍醐証人が先ほどお話になられましたけれども、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、おかしいと思って行動を起こされたわけですけども。2004年3月21日に醍醐証人から各委員に対して、一つの今後の委員会運営のあり方に関する意見というものをい出されていらっしゃると思いますが、この中ではどういった指摘を醍醐証人自身されていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

醍醐証人 4項目書かせていただきました。1つ目は、委員会設置要綱について、3月17日で議論をしましたけれども、それについてさらに私の追加的補足的な意見をそこで書かせていただきました。

2つ目は、委員会の委員全員と、それから県職員が参加された、いわゆるメーリングリストというものが2種類あったわけですけども。その中の一つが田中康夫知事のみが入られて、知事と全員で構成されるメーリングリストでしたが、こういうものが立ち上がりましたという通知がメールで来たときに、こちらのもう一方の方、こちらの知事のみが参加されたメーリングリストについては、ほかの県職員は承知しておりませんのでという添え書きがございました。これは、私は非常にこう何か、非常にこう不自然なものだなというふうに思ってきましたので、そういうメーリングリストについては、これはもう使わないように凍結すべきではないでしょうかということをご提案いたしました。

3つ目は、委員会の調査活動の財源について、私なりの考え方を述べました。これは、い

わゆる委員会というのは、会合で1回出席したときに確か1万3,500円でしたでしょうか、が支給されるというのが、私、審議会委員をやっている、それはごく普通だと思っておりましたけれども。ただ、今回のこの「長野県」調査委員会というのは、定期の会合以外に調査活動というものをこれから本格的にやろうという時期だったわけです。現にもう、例えば私があの時聞いたときでは、大塚委員とか、事務局の松葉委員というのは、何度かいろいろなところに、特に長野県に足を運ばれたりしているということも聞いておりました。そうすると、その交通費は一体どこから出るのだろうかということは、もう否応なしに問われる問題なわけです。さらにそれはかなり、もし資料をコピーするとなればそれも1万3,500円から出すということではまさかないでしょうねということで、そういう調査活動費というものを別途県に対して要望するべきではないでしょうかというふうなことが3番目。その際には、知事との後援会との関係で、財源的におかしいことがないようにということも書き添えました。

4番目は、松葉委員が、実は3月16日の四谷での会合のときに田中知事の方から、確か6月からだったと思いますが、松葉委員を県職員として任用することになっているということをお前さんの場で御披露なさいました。そうすると、当時、松葉委員が担当されていた事務局をどうするのかということが問題になるわけですが。そのときに私は、県職員になられるのであればこちらの調査委員会の委員というものの兼任は、私はあり得ないと思っておりましたので、であれば、その事務局をかわりにどなたがやればいんだらうということについて、私なりの考え方を述べたというのが4点目です。以上です。

柳田委員 その中について、メーリングリストについてでございますが、職員は承知していないメーリングリストですということを、知事が醍醐教授はじめ委員の皆さんに、そのメーリングリストをつくったということをお伝えになったという場面があったのでしょうか、お聞きをします。

醍醐証人 これはまさに、確かあれは四谷での会合の前だったんですけれども、3月の上旬だったと思います。正確に見ればわかるんですけれども。まさにでき上がったばかりの田中知事のみが参加されている方のメーリングリストで流されたということは、全委員に一斉に通知が行ったわけなんですけれども。立ち上がりましたと、一つはこちらです、もう一つはこちらですという、それぞれのアドレスのお知らせがございまして。その田中知事のみが参加されるアドレスのところに添え書きがありまして、こちらほかの県職員は知っておりませんという添え書きがございました。

柳田委員 費用について、その後の知事の会見において、費用は潤沢に用意をしてもらいたい旨を醍醐教授からも私は言われているんだということ、会見等で知事が申し述べたこと

がございます。そのことに関してそういった事実は、この費用負担に関しての指摘のことを指しているのか判然としませんけれども、そういった事実はございましたでしょうか。

醍醐証人 それは確か、記者会見の場でそうおっしゃったというのを、確か記者会見の記録で私は見たか、報道でなされたのを見たか、ちょっと記憶はどちらかはっきりしませんが、とにかく知事がそういう御発言をされたことは、私はあまり間をおかずに知りまして。事実と異なっているということで、私は訂正をしていただきたいという申し入れを文書で知事に送らせていただきました。

その潤沢にということの経過を少し説明させていただいていいでしょうか。

小林委員長 はい。

醍醐証人 それは私が申し上げましたとおりでありまして、現実には調査活動、定期の会合以外にやるときには、交通費及び資料収集にかかわるコピー代等々は必要なことは、これはもう私自身は自明だと思っていたわけですね。これは、いわゆるもう実費補償だと思っているわけです。それで、聞くところでは1日当たりでしたか1時間当たりですか、6,200いくらかという何か単価で定額支給されているというふうに聞いたんですけども。これは実費ということと私は直接かかわらないことだと思っております。文字どおり私が言っているのは、交通費、資料収集費ですから、潤沢にというのは文学的表現でありまして、こういうレトリックで発言をした当事者の真意をゆがめるということは、私はあってはならないことだということで、強く抗議をいたしました。

柳田委員 この2004年3月21日に、今後の委員会運営のあり方に関する意見というものを醍醐証人から郵送された松葉証人は、これは受け取っていらっしゃいますか。

松葉証人 受け取ったと思います。

柳田委員 松葉証人は、その際、返事を出されていらっしゃいますでしょうか。

松葉証人 別に回答を求めるような形式ではございませんので、格別返事を出すというようなことではなくて、その後またその委員会等で議論したりするのかなというふうに思っていましたので、特に回答は出しておりません。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。「長野県」調査委員会担当職員をはずした、その皆さんが承知をしていないメーリングリストへの醍醐証人の指摘は、知事の「長野県」調査委員会への介入への懸念だったのでしょうか。

醍醐証人 介入という言葉の意味もいろいろあるかと思うんですけども。とにかくメーリングリストというのは、お使いになっている方は御承知のとおり、同時同報でその参加者全員にすべての行き来の情報が伝わるわけですね。そうすると、このメーリングリストというのは、主には事務連絡的な、それぞれ日程を調整するとか、そういう事務的な連絡が数とし

ては多いわけですがけれども。中にはまさに委員会の調査方針等々について、連絡をとり合うということもないわけではございません。そういうものが結果的にすべて知事のところにも全部伝わって流れていくということになっているわけですね。これはもう、そのこと自体が私は委員会の独立性というものにとっては、これは非常に不正常なことだというふうに考えておりました。

柳田委員 醍醐証人にお聞きします。そのメーリングリストには名前がついていましたか。
醍醐証人 ついています。

柳田委員 これはメーリングリストの場合、ローマ字であると思いますが、どういった名前のメーリングリストだったのですか。

醍醐証人 メーリングリストというのは、一応その参加者の間だけでお互い使うアドレスですので、この場で申し上げることが適切かどうかということは、少し迷うんですけれども。フルに言ってしまうとわかってしまうので、ある部分だけということで、特定できない部分で申し上げるということによろしいですか。

小林委員長 はい。

醍醐証人 ヤッシーサポートという名前でした。

柳田委員 ヤッシーサポートというメーリングリスト名、実際にこのヤッシーサポートを使って知事が意見を述べるという場面はありましたか、醍醐証人にお聞きいたします。

醍醐証人 私は5月途中で辞任いたしましたので、かなり短い期間でしたから、それ以降どうなのかという実態はあまり存じません。私が在任している間、さっき言いました事務的な連絡事項につきましては、かなりやりとりはありましたけれども、委員会の調査内容とか、調査方針について、そういうメーリングリストでやりとりするということは、たまにはあったと記憶しておりますが、そんなになくて、それについて田中知事が何か指示を出されるとか意見を述べられるということは、ほとんどなかったかなと思っております。

ただ、ちょっとこういうことがあったのは、私が委員を辞任しましたあとですけれども、時期はあとで、メールの受信記録がございますから正確なことは申し上げますが、去年の夏だったと思うんですが。私も辞任したらメーリングリストから当然はずれていると思っていましたら、どういうわけか私にもそれが流れてきまして、こういうやりとりをなさっているんだなということを知ったんですけれども。そのメールは田中知事がある程度指示をされているというメールリングでした。

それは長野県のある方が、調査委員会に対して質問を出されたわけですが、その質問に対してどういう答えを返答するかということについて、委員会のある方が、ある方が、一人か複数かわかりませんが、委員会側で原案がつくられていたようです。その原案を知事

に何かメールで送られているらしい。この送られたメールは私には届かなかったんですが、それに対する知事からの返信のメールがなぜか私のところにも入ってきました。これでいいと思いますということと、多少その質問書を投げかけた方のプロフィールというんでしょうか、それについて田中知事が割とはっきりとした人物評価、批評みたいなことをされていて、こういうことをやっていらっしゃるのかと。それから知事に対して、質問に対する回答についてこういうふうに知事に意見を求めるというふうなことを委員会はやっているんだなということ、私はそのときに思いました。

ということはございますが、頻繁にそういうことがあるのかどうかということは、それは私わかりませんし、在任中は非常に少なかったと思いますし、辞任後はそれ1回が入ってきただけで、それ以外がどうなっているか、私は存じ上げません。

柳田委員 知事に調査委員会に対する質問、そして知事がそのやりとりをして、自分自身も意見を申し述べる。回答について意見を申し述べる。こういったことに関して松葉謙三証人は御存知ですか、記憶はありますか。

松葉証人 記憶はございません。

柳田委員 このヤッシーサポートというメーリングリストは御存知ですか。

松葉証人 そういう名前だったかどうかは知りませんが、そういう知事も含めたメーリングリストがあったことは知っております。

柳田委員 知事を含めたメーリングリストは二つあったようでございます。一つは職員が入っているもの、一つは職員が入っていないものがあったとお聞きしています。そういったメーリングリストが一つではなくて複数あったかについての記憶はございますか。

松葉証人 ちょっと私その二つあったということ、ちょっとあったかもしれませんが、特に記憶がないです。そういうことを気にしたことがございません。

柳田委員 醍醐証人がこのヤッシーサポートというものも含めて指摘を、費用の問題、あるいは松葉証人が兼職をしていくということに関しての問題提起をされるわけですが、それ以降もヤッシーサポートは継続されていたということによろしいんでしょうか。これわずかひと月ぐらいの間ですけれども、指摘をしてから辞任をするまでの間でございますけれども。

醍醐証人 3月21日に送りまして、私が辞任するまでの間、それ辞任して以後もあったわけですから、辞任するまでの間も、そのメーリングリストは存在したかどうかと言えば、現実には何回か流れてきましたから、存在したことは事実です。

柳田委員 醍醐証人にお聞きします。松葉証人が任期付職員と「長野県」調査委員会委員と兼任をするということを知事から知らされるわけでございますが、それに対して疑問を呈さ

れた。これについて、ふぐあいというものはどういったものにあるのか、先ほどちょっと触れていただきましたが、詳しくお願いをしたいと思います。

醍醐証人 これは一般論もありますけれども、私、霞が関の方でいくつか審議会の委員をやらせていただいて、その経験というものがすごくこう身にしみているというか、行政の役所というものがいかに審議会というものを、世間的な言い方をすれば隠れみのにするとか、アリバイづくりのためにやると。実態はほとんど行政ペースでやっているにもかかわらず、第三者機関という装いのもとに、第三者からの御意見という形で自分たちのやろうとすることをオーソライズされるというケースが、もう私は身にしみて体験してきたわけですね。ですから理論ということもございしますが、そういうこの私の体験というものがやっぱり背景にありまして、長野県でこういうことはないだろうと思っていたんですけれども、むしろ霞が関で経験したよりももっと強いというか露骨なそういう行政からの関与というものを経験いたしまして。こういう状態で、私は第三者委員会というのは、文字どおり第三者の第三者たるゆえんは、その諮問した行政から独立しなければ第三者にならないわけです。だからこれは存在理由そのものだと思っております。

辞任のときにも申し上げましたけれども、メーリングリストの存在とか、それから知事の後援会との公私の混同とか、それからお二人の委員が県職員と、一時期ですけれども、審議会の委員を兼ねていると。こういう兼ねているということは、二重身分ということはありません。やっぱりこれは利益相反が起こる、いくら御本人の道義が高い低いということとは関係なく、利益相反が起こる可能性がある。その可能性の段階でそれは解消しなければいけない、現実には起こったか、起こらないかではなくて。しかもそれは一般の県民の方々がどう思うか、自分たちは大丈夫なんだというふうに思うかどうかではなくて、県民の方が独立した自立した組織として活動しているというふうに信頼をしてもらえるかどうかということが問題なんであるわけですね。その点で言えば、兼任ということは、私の常識としてはあり得ないことだったというふうに思っております。

柳田委員 そういった意味で、そういった疑問というか、問題意識をお持ちだったわけですが。夏に知事自身がメーリングリストを使って、県民の皆さんから「長野県」調査委員会に対して質問が来た、それを知事は相談をされる。そしてその相談に対して、知事は回答を出す。こういった形のものは、醍醐証人が懸念をしていたいわゆる癒着していく姿ではなかったのでしょうか。

醍醐証人 癒着という言葉が適切かどうかについては、私は少し保留をさせていただきますけれども。先ほど、知事が返信はこれでいいと思いますという、OKのそういう返信メールで、具体的に何かどうこうという意見そのものはなかったわけですが。ただ私として

非常に驚いたのは、委員会として原案をつくって知事に、言葉は非常に失礼かもしれませんが、お伺いを立てるようなことをなぜやるんだらうと。委員会として質問が来たのなら、委員会の責任において答えればいいのではないかと。そしてこれは委員会が答えることではなくて、県が答えるべき問題だと。私は個人的には、県が答えるべきこともあると思いますから、むしろそれは県の方で責任を持ってやっていただきたいというならいいと。そのけじめというものが非常にあいまいになっているなということ、そのことから私は非常にちょっと危惧をいたしました。

柳田委員 松葉証人にお聞きします。醍醐証人の今後の委員会運営のあり方に関する意見を読んで、どういった感想をお持ちになりましたか。

松葉証人 私とやっぱり醍醐証人とは相当ものの考え方が違うなというふうに思いました。醍醐証人はやはり学者であられるから、何か形式論と言いますか、形式をものすごく重視される。私は実務家ですから、具体的妥当性とか、実質的に問題があるかとか、そういう思考方法でやっております。したがって、醍醐証人はこう声高にそういうことを言われたところで、私は特に知事からこういうふうな、例えば調査方針について、あるいはいろいろな問題について、こういう干渉があったとか、強要があったとか、いうならともかく、それでもそんなことは全くないのに、その大騒ぎをして、記者会見までして問題があったなんていう、私はちょっと、本当にちょっと理解に苦しむと。学者の独特の考え方がなというふうに思いました。

そういうことで、私についても先ほどいろいろ言われたので、私についてちょっと、私が副出納長になるということと、委員を兼任することが間違いだと言われます。形式ではそういう問題があるかもしれませんが。しかしながら、私はまさにずっとオンブズマン活動をしてきまして、批判精神も旺盛ですし、しかも弁護士ですからその身分にこだわって、これ変なことを言ったら首になるかもしれないとか、収入が減るかもしれないとか、そんなことは一切考えるような立場ではないですね。やめたらやめたでいくらでも仕事はできるわけですから。そういう意味で、そういうことになったからといって、自分の調査の方針は変わるとか、そういうことは一切ない自信がありますし、私以外の委員の方たちもまさにいろいろな活動をして実績を上げ、そして旺盛な独立心と旺盛な批判精神を持った方たちですので、そういうようなことで一切問題になるようなことではないと、私は思いました。

だから、醍醐証人が言われたようなことは、全く一考に値しないとは申し上げませんが、実質的には全然問題がないことを一生懸命言っておられるなど、なぜかなという、そういう疑問がありました。

柳田委員 松葉証人にお聞きをいたします。指摘を受けたメーリングリスト、ヤッシーサポ

ートは、どのように活用をされていたらっしゃいましたか。

松葉証人 そのメールは、醍醐証人もちょっと言われたと思うんですが、ほとんど使われていなかった。ただ連絡するとか、その程度のことだったと思います。だから、格別それでもって知事が意見を言ったとか、そういうことはないというふうに思っております。

柳田委員 醍醐証人が指摘をしたメーリングリスト、ヤッシーサポートに、松葉証人はいつまで参加をされていたか。

松葉証人 ちょっとわかりませんが、だからやめるまでだと思います。やめてからは来なくなったと思いますが、ちょっとそこまで注意しておりませんのでわかりません。

柳田委員 知事がメーリングリスト、醍醐証人が指摘をしたメーリングリスト、ヤッシーサポートにおいて、意見を述べるのがなくてもメーリングリストによって知り得た情報に関する意見を松葉証人に伝えるようなことはありましたか。

松葉証人 格別ないと思います。

柳田委員 メーリングリスト、ヤッシーサポートとは関係なく、「長野県」調査委員会に関する話を知事となされたことはございますか。

松葉証人 ちょっと中身は記憶にありませんけれども、少しはあったかもしれませんけれども、格別重要なことではないと思います。

柳田委員 私どもの調査では、「長野県」調査委員会の大塚委員と松葉証人が知事と数回面会をしていたと証言をいただいているわけですが、記憶にございますか。

松葉証人 先ほど申し上げた1回、2回くらいあったかもしれません。ただ中身は、先ほど言ったように、まさに手続的なことを話しているだけで、調査の方針がどうだとか、そういう相談をしたりとか、そういうことはしておりません。

柳田委員 手続については、何についての手続だったんでしょうか。調査内容に触れないようにお答えいただきたいと思います。

松葉証人 先ほど申し上げたような、次回にこういう会合を持つという相談をしたことがあるという程度であります。

柳田委員 複数回、そういうことがあったんですか。

松葉証人 ちょっと中身、記憶がございません。

柳田委員 1回は記憶があるんですか。

松葉証人 1回は先ほど申し上げたとおり、東京である会合についての話をしました。

柳田委員 どこでされましたか。

松葉証人 2階の知事室ですかね。

柳田委員 ガラス張りの知事室ではないんですか。

松葉証人 2階です。

柳田委員 3階ですか。

松葉証人 すみません、3階です。

柳田委員 そうすると、ガラス張りの知事室ではなくて知事応接というお部屋でやったということではないんですか。

松葉証人 そうということだと思います。

柳田委員 先ほど、最初に冒頭で私、会合についてどういった経緯で行われたかということに関して、松葉証人、あったかどうかちょっと明確に御答弁をいただけませんでしたけれども、ここであったと、確かにあったと。場所は3階の知事応接であったということによろしいですか。

松葉証人 そのとおりだと思います。

柳田委員 明確に御証言願いたいと思います。醍醐証人にお聞きしたいと思います。2004年3月21日の今後の委員会運営のあり方に関する意見について、他の委員の方からはどういった反応があったのか、お聞きいたします。

醍醐証人 3人の方から返信で御返事をいただきました。お名前は申し上げませんが、内容について、これは委員会の調査内容に触れないという範囲で申し上げられることができると思いますので、御説明したいと思いますが、お一人の方からは、翌日だと思いますが、22日にまいりまして、おっしゃることはすべてごもっともですという最初に御意見がございましたが、ただ、そういう御意見が出ると委員会が確か空中分解するのではないだろうかという危惧を述べていらっしやいまして。確かに自分も権力におもねるつもりはないけれども、せつかくこういう委員会がつけられたのだから、これを台なしにするのは避けたいというような趣旨の御意見でした。

それからお二人目は、私、21日から3日目ぐらいだったと思うんですが、各論的に4項目について御説明になっていて、要綱についてはそんなに意見の隔たりはなかったので、メーリングリストについては、連絡をするんだったら、職員の方というのは3人なんですね。そちらを使ったらいいので、何も特に知事だけが入っているメーリングリストを使わなくても自分もいいと思うというふうなことをおっしゃっておりましたが。ただそのメールというのが、公文書として扱われないかどうかということで、少しそこを慎重にやるためにつくったのではないかと自分は思っているというふうな趣旨のことが書かれておりました。それから後援会との関係については、そのとおりでここはもちろんちゃんと分けた方がいいというふうにおっしゃっておりました。おおむねそんなことだったと思いますが。

最後の3人目の方は少し時間がたってからでしたけれども、私が言う独立性については、

それは全くそのとおりだと思う。ただ、自分たちがその点についていかにきちんとやってみても、この田中県政に対してネガティブキャンペーンを張ろうとする人たちは、やっぱり何をやってもそういうことは起こるのではないだろうか。田中知事と県議会とのこういう対立の図式というものは、単に委員会の独立性というだけでは解消しない問題ではないだろうかということで、最後にその方は、結局自分たちとしてできることは、きちんとした報告書をまとめて出すこと、それが一番だと思うというふうなお話が来ておりました。

柳田委員 そういった意見が出されている中で、同じ文書を見た松葉証人は、いずれこの話は会合で話し合うだろうと思っていたということでありました。しかし、その中にはメーリングリストの存在についても指摘をしているわけですね。それは松葉証人が使っていようとまいいと、醍醐証人からの指摘はあったわけです。それについてどう理解をし、どういう感想をお持ちになったのですか。

松葉証人 だから別にそれでもって、メーリングリストがあるからどうなんていうことを、私はそれでそれぞれの委員の独立性がなくなってそういうことになるとは到底、メンバーもそういった実績があって独立心も旺盛な方たちですから、そんなことでそれが害されるなんていうことは一切私は考えませんでした。

柳田委員 そうするとその費用負担に関しても、醍醐証人は問題がありとお感じになったわけですが、8万円程度のものが、例えば費用負担を後援会でしていたとしても、自分たちは独立性があるから、自分たちは費用負担をしなくてもいいとこういうふうな理解をしたということですか。

松葉証人 とにかく何ですかね、後援会が費用負担をしたからどうというような、とにかく何も害悪がないというふうに私は認識しております。というのは、この皆さんは、あとから出て来るんですかね、その条文のことは、第199条の5とか、それはあとで答えられますか。よろしいですか。だから私はそういう、要するに私は少なくとも税金からでもって飲み食いするよりかは問題のあることではないというふうに認識しておりますし、そういうことで大騒ぎすること自身が、私はまさにおかしいというふうに思っております。

柳田委員 松葉証人は、自分も独立して「長野県」調査委員会委員として、独立した考えを持ち、独立した行動をとる。このことに関して、費用負担がどうであろうと揺るぎないものを持っていたとこういう理解でいいのでしょうか。

松葉証人 だから、それはそういう費用負担があったから独立性が害されるような問題ではないというふうに私は確信しております。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。醍醐証人が今後の委員会運営のあり方に関する意見を委員の皆さんに提出をされる。その中である委員は、醍醐証人へのメールでの返信で、

権力者にこびを売るつもりは毛頭ないのですが、本心で言えば安易にこの機会、「長野県」調査委員会に指名をされたという機会を捨て去ることにもためらわれますという文書を送られていらっしゃるけれども、委員同士の中で、知事への配慮といったものに関しては、どんな雰囲気であったのか、お聞きをしたいと思います。

醍醐証人 今のおっしゃったことをもって、知事に対しておもねっていると、遠慮していて独立性がないというふうなことを、私は別に申し立てるつもりはないんですけども。ただ、今回、私は「長野県」調査委員会に入りまして、先ほど少し申しましたが、霞が関だとか、あるいは外郭団体の見直し専門委員会もやらせていただきましたが、そういうのと比べて随分と様相が違うなということを非常に実感いたしました。それは、先ほどに戻りますが、17日の会合のときに、これは「長野県」調査委員会のテーマとは直接関係ないんですけど、知事との距離のとり方ということなんです。あるいは知事の言動と自分たちのもう少し独立したものの考え方ということについて、少しく違和感を覚えたんです。

先ほど住民票の問題を申し上げましたけれども、私自身は、ものの考え方と、それから知事としてやるのにふさわしい行動かどうかということを考えましたときに、非常に納得できなかったんですけども。ほかの、たまたま私から言い出したのでほかの方の御意見を聞いてみると、追認的なんですよ、知事の行動に対して。もうこういう、もうだって移してしまったんだから今さら言ってもしょうがないんじゃないの、醍醐さんということで。中にいらっしゃる弁護士の方は、この次からは前もって相談してくださいよねというような、そういう言い方をされていたんですけども。過去形ではなくて、まだあれは私は進行形だと思っていましたし、もう少しどうしてそれについてきちんとした意見を言えないんだろかなという気持ちがあって。私はその知事に対しても言うべきは言わせていただくということを、別の知事あての文書で、そのあと送った、4月17日ですか、送った文書でも申し上げたんですけども。

そういう意味で、いわゆる知事との距離のとり方、間合いのとり方という点で、あの委員会の方々というのは皆さんそれぞれいろいろな分野で、非常に不正に対して非常に立ち向かわれた方だというふうに私はお聞きして、頼もしい方ばかりだなと思って参加させていただいたんです。別にそのイメージがすっかり変わったというようなことは決して申し上げませんし、非常に熱心になさっていることはわかるんですけども。しかし、各論になって、自分がそういう当事者になったときに、面と向かって御本人がいらっしゃる場でどういうふうなこれが、その言動はどうなんだろかなということをその場で、たまたま私はほかの方々のスタンスというものを何かこうかいま見たなという気がして、少しく心配になってきたなということとはございました。

あともう一つ申し上げますと、これは経営戦略局のある方から、委員会の委員としていろいろなところに調査活動に出向いたときに、名刺があった方がすぐに協力を得やすいのではないかと。どこのどういう人かわからないよりは、「長野県」調査委員会委員と、知事特命というふうにした方がいいのではないかとということで、委員用の名刺をつくるという御提案があったんですね。その際に、それもメールで打診が来たんですけども、知事が使っている台紙を使って、知事の名刺にあるデザインの3つのうちからどれか一つを選んでくださいというふうに来たんですね。名刺の原案の上に、知事特命というふうに確か書いてあったと思うんですね。私はこういうのが来て非常に嫌な感じがしたんです。だから私は、名刺はいらないとは言いませんでしたけれども、結論的には私はその3つのどれでもない、何も無い白地にしてくださいというふうに申し上げたんですけども。ほかの方からあまりそういうふうな御意見は私の耳には伝わってこなかったので、多分3つのうちのどれか選ばれたかなと思うんですけども。

何か私は、審議会の委員というのは知事のサポーターとか、親衛隊みたいになっているというふうに申し上げましたけれども。このエピソードも、人によってはそんなささいなこととおっしゃるかもしれませんが、そういう発想というか提案、案が出てくるとのこと自身が、それに対して私は、つまらないことに見えてもやっぱりきちんとけじめをつけるべきではないかと思うんですね。私たちは決して何も田中知事と同じ名刺を使って、一心同体でやる必要は全くないと思っていましたが。そういう点についても、少し距離のとり方ということについて、気になった例であったと思っております。

柳田委員 同じ委員であった松葉証人は、その名刺のことを御存知ですか。

松葉証人 知っております。

柳田委員 松葉謙三証人の名刺には、何と刷り込まれてあったのですか。

松葉証人 醍醐証人が言われた内容だったと思います。

柳田委員 そこにはどういう記述でしたか。

松葉証人 だから記憶ははっきりしないんですけど、今、醍醐さんが言われたとおりではないかなというようなおぼろげな記憶です。

柳田委員 それは田中康夫知事特命という表現ではなかったですか。

松葉証人 そうだったかもしれません。

柳田委員 わかりました。松葉証人にお聞きをします。四谷での会談が後援会で負担されたわけですけども、結果的に返還はされたのですか。

松葉証人 返還しました。

柳田委員 その金額はいくらでしたか。

松葉証人 1万円ちょっとだったと思います。

柳田委員 なぜ返還したのですか。

松葉証人 醍醐証人が記者会見されて、新聞にいっぱい書かれまして、そういうふうに疑問に思われるなら返しましょうということを、何人かの委員で話し合っ返すことにしました。ただし、そういうことをいただいたからといって、そんな独立性が害されるものではないというのをみんなの話し合いの中で、だけれどもこういう状況だったら返した方がいいねということでした。

柳田委員 いつ返還をされましたか。

松葉証人 醍醐証人が返されるというような、大体同じような時期だったと思います。

柳田委員 そのお話の過程、そしてまた一連の本日の証言をお聞きしていて、松葉証人はこの返還に関しては、本意ではなかったんですか。

松葉証人 本意とか本意じゃないというか、原則として、やはり自分の飲食代は自分で出すというのは原則だとは思いますが、返したからどうというほどの考えはございません。

柳田委員 原則であったことを、松葉証人は原則を犯したということですか。

松葉証人 いや、原則というのは、普通はそうだけであって、それが害悪があるかどうか、皆さんも、要するに人からおごってもらおうというようなそういう程度の話、少なくとも税金から飲み食いするよりはかましましたというふうに思っております。

柳田委員 わかりました。ほかに知事後援会の負担による会合、宴会等はございますか。

松葉証人 ないと思います。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。費用が後援会で負担されたことを知って、返還はされましたでしょうか。

醍醐証人 返還しました。

柳田委員 なぜ返還をされたんですか。

醍醐証人 私たちは準公務員という立場で委員を任命されておりますから、公的な立場にあったと思いますが、田中知事の後援会というのは私的な政治団体であると。そこから飲食費の負担を受けるということは、そもそも前提が違っているというのが1点です。それともう一つは、具体的には田中知事の後援会の幹部の方の中に、調査委員会の調査の対象になることが衆目の一致していらっしゃる方がいらっしゃる。そういう方々のいる団体に飲食費の負担を受けるということは、これは県民の方から見てこの疑惑を招くと。それを避けるということは、やはりこれは委員会としての責任だと。したがって一人一人の委員が、まずは自分で自立的にやるべきだということで、私は返還いたしました。

柳田委員 疑惑を持たれる、そういったことに関して返さなければいけないというお考えに

は至ったわけですが、松葉証人は、県民から疑いを持たれる、そういう思いには至りませんでしたか。

松葉証人 ああいう報道をされたから疑惑を持たれると思っただけであって、基本的に疑惑を持たれるとは思いません。

先ほど、だから私に質問が本当に少ないものですから、言えなくて本当に残念と思っているんですけども。吉田さん、吉田さんではなくて要するに幹部、しなやか会の幹部と言われる方も、その当時はもうほとんど活動、ほとんどというか活動していないという方だと。形だけ会員だというような方であったと聞いておりましたし、そんなことで影響を受けるとは思いませんし、まさに3月17日の会議の中でも、その人を調べる、厳しく調べるべきだし、そしてその後の私の文書もいっぱい出してありますけれども、その中でもそういうふうに私は提案しております。だからそういうことで影響を受けるようなことではございません、自信がありますので、そういうことで問題があるとは思いませんでした。

柳田委員 今、吉田總一郎氏のお名前が出ましたのであえてお聞きします。吉田總一郎氏はいつからいつまで知事後援会にかかわりを持ったと認識をされていますか。

松葉証人 知りませんけれども、少なくともその当時は既に活動はされていなかったと聞いておりました。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。返還をされた金額はこの1回の会合だけだったのか、あるいは複数あれば金額をお聞かせいただきたいと思えます。

醍醐証人 この3月17日の会食費は、合計を人数割りしまして1人当たり1万104円、これを5月25日に現金書留で送金いたしました。もう一つの方もこの場で一緒に言うんでしょうか。もう1件、もしあとで何か御質問があるのであればお答えしますが、金額的に申し上げますと、私は結果的にあとから後援会の負担になっていたということが判明したのがもう1件がございまして、合計で返金したのが3万4,590円を返金いたしました。

小林委員長 金額のことだけでいいですね、あとはいいですか。尋問の途中でありますが。実は2時間ちょっと経過をいたしましたところでございます。ここで20分間暫時休憩をさせていただきますが、よろしくお願いたします。

休憩時刻 午後3時6分

再開時刻 午後3時30分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

松葉証人 醍醐委員に対しては非常にいろいろなことを言わせて、私のところに対する批判

をいっぱい言わせて、私に対してはそれに対する反論をさせていただけないことがいっぱいありますので、そういうことは気をつけていただきたいというふうに要望したいと思います。柳田委員 2003年8月28日、醜聞証人が出席をされた会合があるかと思います。六本木の会合であったと思いますが、どういった会合であったのか、出席者はどなたであったのか、お聞きをいたします。

醜聞証人 これは外郭団体の見直し専門委員会のメンバーと県の幹部の方々との会食だったということですが、日にちは8月28日六本木で、参加者でしょうか、参加者はこの見直し検討委員会の委員長の小倉昌男さんと、それと私、それから県の方からは田中康夫知事と当時の経営戦略局長の小林公喜さんというんでしょうか、それと当時の情報政策課長さんですか、松林憲治さんと。この5人が出席した会合というか会食だったということです。

柳田委員 知事との面会は、醜聞証人、ほかにございますか。

醜聞証人 先ほどの四谷とこの六本木以外ということでしょうか。

(柳田委員から「そうです」という声あり)

知事と1対1でお目にかかったのは、別に1回会しまして。それからもう1回は、知事とこの「長野県」調査委員会の当時の委員長の犬塚さんと、それと私と3人で、また別の機会にもう一つお目にかかるという、そういう2回ございました。

柳田委員 私どもの調査では、1件がパレスホテル、1件が帝国ホテルであったと承知しています。最初にパレスホテルについて、どんなお話し合いをされたものだったのでしょうか。

醜聞証人 このときは、話題の中心は、住民票の移動問題だと思っておりますが、そのきっかけと言いますのは、これは確か2004年の3月13日だったんですが、その前に、3月上旬に田中知事について、一市民、一個人としてというふうにお断りをして、当時非常に話題になっていた知事の住民票移動問題について、私としては率直に疑問を感じていたものだったわけです。他方である当時、田中知事の当初の志というものについては共鳴している一人だったものですから、そういう立場から、知事がやろうとなさっている住民票移動問題については、非常に私は疑問に感じていたものですから、非常に僭越だったかもしれませんが、率直に一度メールで意見を申し上げたんです。だからそれを受けてその後、一度それでは会って話しましょうというお誘いが来たものですから、3月13日にお目にかかって、最初のうちは住民票移動問題について私の意見を述べ、田中知事は知事の持論を述べられたというのが最初でしたけれども。そのあと少しさらに話が続きましたが、一度ここでまずそういうところでした。

柳田委員 この帝国ホテルでの話し合い、面会というものに関しては、どんな話をされましたか。

醍醐証人 大塚さんと3人のところということでしょうか。これは知事から直接というよりは、経営戦略局のある方から、最初、知事が一度会いたいと言っておられるからということで、私は最初1対1でお目にかかるのかなと思ったんですが。その後2回目のまたメールが来まして、これ直前だったと思うんですが、大塚会長も一緒にしたいけれどもいいでしょうかというお話があったものですから、私は別に特段何も異存ございませんということで。これは1回目も2回目もコーヒーのラウンジと言いますか、そういう小さなところでコーヒーを飲みながらお話をしたんですが。

帝国ホテルでは、これは2004年4月16日だったんですが、これはきょうの休憩前のところの話題とのつながりもあるんですけども。一つは、話題は、松葉委員が県の職員になられるということを受けて、それではこれまで松葉委員がなさっていた事務局をどうしようかというお話、話題が一つあったわけですね。これについては、私は全体として、松葉委員が県職員になられるということは私がとやかく言う立場にないと。それをなられると前提したら、この調査委員会の委員との兼任というのは、私はあり得ないと思います。したがって、松葉委員がなさっていた事務局のお仕事もはずれていただくことがこれは必要になるので、後任をとということで、私からそれではこういう方に、私は個人的にお願いしたいということでお名前を挙げさせていただいたと。

もう一つは、その場で田中知事の方から、県職員を兼ねる方について、正規の会合手当とは別に別途、大塚当時の会長と松葉委員に別途の支払いをしたいと思うけれども了解してもらえらるかどうかと、そういうお話がございました。そのときに私は、3月21日付で出した文書にもありましたとおり、会合出席の手当だけでは調査活動はできないという認識はもともとございまして。それと大塚委員と松葉委員は、私たちほかの委員以上にあちこちに熱心に調査活動に、長野県も含めて出向いておられましたので、そういう意味からお二人について、他の委員とは違って別途プラスの支払いをされるという趣旨は、私は了解しますというふうに申し上げたんですね。

そのときに知事は、固定額を支払おうと思っているというお話がございました。それで、私は、固定額というのはちょっと私がイメージしていた調査活動費というのとは、あくまでもこれだけかかったという実費的なものというふうには私は思っておりましたので、少しどういふものなんだろうなということで、財源はどうなんだろうかと問うたら、当初の予算で委員会につけられた予算とは別途に、知事が財源は確保するからというお話だったんですね。それで、それはどこからどういう財源が出るんだろうということで、その場で知事も少しいろいろまだ思案されていたようでして、私はそれ以上県のことは立ち入らなかつたんですけども。

それで、その会合が終わって、少しその固定給の支払いということが気になったものですから、翌日の4月17日付で、これはメールで知事に、私の意見と言いますか、これを送らせていただきました。その中にはいくつかあったんですけども、その中で、正確にその文書はちょっと今手元にありませんから、趣旨として言いましたことは、お二人に調査活動としてほかの委員とは別途支払われるということは、私は了解しますと。ただ固定給というお話だったけれども、いずれはその執行結果を公表しないとけないから透明にさせていただきたいと、後ろめたいことがないようにさせていただきたいと、そういう文面でお話をさせていただいたと。そういうふうなやりとりでしたが、30分ちょっとぐらいで、非常に短い、初めから用件が予定されていたんだなというふうに、終わってみて思いました。

柳田委員 その報酬についての話し合いが帝国ホテルでは行われたとされました。醍醐証人自身は、この「長野県」調査委員会委員として、就任を何カ月かはしましたけれども、その中で実際に収入として得たもの、いわゆる金額として入った、手渡されたものというのはどういったものがあったのか。醍醐証人自身、ちょっとお聞きしたいと思います。

醍醐証人 会合に出席した1回当たりのものでしょうか。確か1万3,500円でしたか、あの金額を会合に出席した回数いただいたということで、それ以外はいただいていないと思っています。

柳田委員 松葉証人にお聞きをいたします。「長野県」調査委員会委員として、立場が違うときもあります、立場というか身分が違うときもありますが。どういったものが県費として支払われたものでしょうか。

松葉証人 非常勤職員で月20万円というふうに決まってからは、もちろん月20万円プラス交通費だったと思いますが。その前は醍醐証人と同じで、1万3,500円とももちろん交通費ももらったと思いますが、そういうことだと思います。

柳田委員 松葉証人は総額いくらぐらいになりますか。

松葉証人 ちょっと計算はしておりませんが、どのぐらいの期間非常勤職員だったかというところとちょっとはつきり記憶がないんですよね、1カ月か1カ月半か、そんなものかなと思いますけれども。それで計算して、計算したことがありませんので、ちょっとわかりません。

柳田委員 別の尋問に入らせていただきたいと思います。醍醐証人にお聞きをさせていただきたいと思います。その2つの会合について、費用負担はどなたがされたのでしょうか。

醍醐証人 これは知事です。2回ともコーヒーをいただいたということなんですが、その点ではこちらからお支払いしますという申し出は、私の方からは特段いたしませんでした。

柳田委員 松葉証人にお聞きをいたします。吉田總一郎氏がしなやか会幹部であるというこ

とは、調査を行う対象に深くかかわりを持った組織から飲食の費用負担を受けたという点に問題があるとはお感じになりませんでしたか。

松葉証人 その吉田氏は、私が当時聞いたのは、もう名義上の会員で何の活動もされていないというふうに聞いておりましたので、特に問題ないと思いました。

柳田委員 そのことはどなたからお聞きになったんですか。

松葉証人 ちょっとうわさ程度ですので、そういうふうに聞いたとしかちょっと言いようがないんです。

柳田委員 うわさによって行動、あるいはものの判断をされたんですか。

松葉証人 うわさというか、やっぱりだれかから聞いたという意味ですね、だからそういう認識だったということです。

柳田委員 という中で、先ほどのお話だと、実際にはいつからいつまで、どういう役職を知事後援会の中で行われていたことは知っていなかったということで、ちょっとダブリますが、そういうことでよろしいですか。

松葉証人 そうです、知りませんでした。今も知りません。

柳田委員 最初、この「長野県」調査委員会が設置された段階で、知事から1冊の本が配られませんでしたか。

松葉証人 知事から配られたか、県の担当者から、県から配られたんだろうと思いますが、何か本をもらった記憶はございますね。

柳田委員 その本は読んだんですか。

松葉証人 ざっと目を通したと思います。

柳田委員 それは読んだと言える行動だったんですか。

松葉証人 その当時は読んだと思います。

柳田委員 その本に吉田総一郎氏への記述というのはありませんでしたか。

松葉証人 ちょっと記憶がございません。

柳田委員 醍醐証人にお聞きします。「長野県」調査委員会として、県もしくは知事から支給をされた本の中に、吉田総一郎氏の記述はありましたか。

醍醐証人 その本は、知事からというか、県から全員に配られたと思いますが。民間の方で、当時のオリンピック招致運動に対して異議を唱えておられた方、ちょっと私、今、お名前と本の名前は正確に思い出せませんが、その方が書かれた本だったと思ひまして。実は私、県からもらう以前に自分で買って読んでおりました、その中で、今、御質問のあるような人物のことも、私はちょっと、むしろいろいろなものを正直言って個人的に読んでおりましたので、ミスター何とかということで通っているということはもう重々承知しておりました。

柳田委員 この「長野県」調査委員会が対象とする、オリンピック招致に関するどういった記述をもって、一定の調査を行うと吉田總一郎氏のかかわりというものは出てくるわけなんですか。そのことは、松葉氏は承知していましたか。

松葉証人 はい、承知しておりました。

柳田委員 その方が知事後援会とのかかわりを持っていたか否かについては、今もって知らないということですか。

松葉証人 知らないというよりか、少なくとも当時は実質的な活動は全然していなかったというふうに聞いております。

柳田委員 その事実を確認するような行為はしていないんですか。

松葉証人 そういうふうに信じておりましたので格別調査をしておりません。

柳田委員 醍醐証人にお聞きいたします。吉田總一郎氏が知事後援会幹部であるということは、調査を行う対象の組織から飲食の費用を受けたという点に問題があると、そういう印象、そういう御感想はお持ちになっていましたか。

醍醐証人 先ほどから申しておりますとおり、私は問題が当然あったという認識をしております。

柳田委員 顧みて松葉証人、この問題に関して問題があると、現状においては認識をお持ちですか。

松葉証人 思っておりません。

柳田委員 先ほど触れられましたけれども、実際には原則では松葉証人も自分の飲食、受益者負担として費用を支払うというのは原則なんだというお話でありました。こういったお立場を、実際に「長野県」調査委員会という立場を自分自身が与えられて、この費用を飲食を伴ったと、この会議では私費で行うべきであったと思いますか、それとも知事後援会の費用で行うべき会合だったと思いますか。

松葉証人 別に、もともと私たちももちろん私費で払うという意味だったわけですが、知事からそう言われて、別にそう問題はないなというふうに思って出していたということ、特に問題があるとは思っていませんでしたし、現在も思っておりません。

柳田委員 私費で賄った方がよかったのではないですか。

松葉証人 格別思っておりません。

柳田委員 この返還を実際にされたということでしたけれども、どういった方法で返還をされましたか。

松葉証人 委員の中でどなたからだったか記憶がありませんが、その人にお渡しして返還していただきました。

柳田委員 これだけ話題になっている事象に関して、どなたに渡したか記憶がないんですか。

松葉証人 ありません。

柳田委員 どういった場面で、あるいはどういった会合でお渡しになったかは記憶ありますか。

松葉証人 どういう場所だったか、たまたま長野市に見えたときにお会いして、何人かが話をしたときですので、場所は長野市で、県庁だったかどこかちょっとはっきり記憶がございません。

柳田委員 御自身が返還をしたという証拠を、証明をするものはお持ちですか。

松葉証人 格別領収書ももらっておりませんし、そういう証拠はありません。

柳田委員 わかりました。今回、この百条委員会に出席される際、聞かれるであろう、尋問されるであろう内容について、事前準備というのは、松葉証人はされているんですか。

松葉証人 もちろん重要な委員会ですので、調査してきました。

柳田委員 返還金額はいくらですか。

松葉証人 今言われた1万円ちょっとだったという記憶ですが、そんな詳しいことは覚えておりません。

柳田委員 今、正確に言うことはできないんですか。

松葉証人 そうです。何でそんなにしつこいことを聞くのか、ちょっとよくわかりませんがね。

柳田委員 弁護士法、これは松葉証人にお聞きをいたします。弁護士法第26条では、汚職行為の禁止として、弁護士は受任している事件に関し、相手方から利益を受け、またはこれを要求し、もしくは約束してはならないとしています。「長野県」調査委員会は、長野オリンピック招致に関することを調査対象としており、吉田總一郎氏は弁護士法にうたわれている相手方に相当はしないんですか。

松葉証人 しません。

柳田委員 しない根拠は何ですか。

松葉証人 相手方というのは、まさに裁判をやったり、交渉、訴訟物があって、あるいはそういう紛争事実があって、それを公表しているとか、典型的な例はもちろん裁判の相手方、原告、被告、そういうことになると思います。

柳田委員 今回の場合は、調査対象者に当たる方ではないんですか、吉田氏は。

松葉証人 吉田さんは、私の認識では、先ほども何回も申し上げているとおり、実質的な後援会の会員にはもうなっていないと、形式にはそうだけれどもと、その会員であることが相手方になるわけでは全然ございません。法律的にはそんな解釈はあり得ないと考えております。

柳田委員 幹部であったか否かについて、松葉証人は調査をしたんですか。

松葉証人 仮に幹部であったとしてもそういう相手方にはならないし、問題になることではないと確信しております。

小林委員長 松葉証人にお尋ねいたしますが、調査をしたかという尋問でございますのでお願いいたします。

松葉委員 いや、だから、特に調査はしておりません。そういうふうな認識でございました。

柳田委員 その認識はうわさ程度のものなんですか。

松葉証人 だれかから聞いたと、うわさという表現をしましたけれども、だれかから聞いたか記憶がないのでうわさという言葉を使いましたけれども。そういうことであったと思うし、今も間違いはないと思っております。

柳田委員 その方が実際にはこれだけ問題になっている中で、しなやか会の中で実際にどういう立場でいたのか、こういうことを調べる意思というものは、当時はお持ちにならなかったんですか。

松葉証人 だから、飲食の関係で全然私は問題ないと思っていますし、もちろんその人がしなやか会に関係していたということは認識しておりましたので、しかもそういうオリンピックの関係で非常に重要な地位にあったと。そういう地位でありましたから、きちっと調べるべきということで、私は委員の方々に文書も出したし、そういう意見も申し上げております。全然影響ありません。

柳田委員 この3月の時点で、松葉証人は既に活動を始めていて、そして吉田總一郎氏を調査すべきであるという立場であったわけです。その方がどういう立場で今この後援会にかかわりを持っているかということは、最初の段階で行うことではなかったのですか。

松葉証人 いや、格別私はそういう認識は持っておりませんでしたので、むしろ形だけの会員であるという認識でしたから、格別それを調べなければならないとも思いませんでした。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。形だけである方が後援会幹部という形であったということですが。そういう後援会から費用負担をされるということに関しては、今、松葉証人からお話ありましたけれども、どういった印象をお持ちだったんですか。

醍醐証人 御質問の趣旨にかなっていないかどうかわからないので、違っていたらとめていただいて結構ですが。私自身は、ある県職員の方に、この吉田總一郎さんがしなやか会でどういう役職にいらっしゃる方かということをお聞きしまして、お聞きしました。そうしたらその方御自身はちょっと即答できなかったのので別の方に確かめていただいて、私がいただいた回答は、会計責任者代行というお立場だというふうにお聞きしまして、そういう認識を持っておりました。

それから調査対象と飲食費負担では、私の認識は、その調査委員会が調査活動をする時点で、しなやか会のどういうポストの方かということもさることながら、招致活動をやられたときのその時点の活動を私たちは調査をするわけですから、その時点で吉田總一郎さんがどういうしなやか会、田中知事の後援会のどういうところにいらっしゃったのかというところに私は関心を持ったし、持つべきだというふうに思っておりますので。そういう観点から、私は後援会にそういう負担を受けるといことは、これは委員会の信頼性という点で、非常にこれは致命的な問題だからきちんとけじめをつけないといけないという認識を、私は持って行動したつもりです。

柳田委員 醍醐証人はお調べになられた。しかし事務局長である松葉謙三証人はお調べにならなかったわけです。この会計責任者職務代行者というのは、どういう仕事をする方か、松葉証人は御存知ですか。

松葉証人 会計責任者というのがおられて、その方が問題というか、欠けたとか、そういうのに備えて代行者というものはあるのではないかなと、その程度の認識ですが、そういうことで。先ほど、今、醍醐証人が言われた、吉田さんがそういう活動をされていたときにしなやか会の会員だったなんていうことは、私はない、全然ない話で、ちょっと的外れな話だなと思いました。

柳田委員 その方が、松葉証人はきょうの尋問の中で、調査対象者であったというふうには認識はしているわけですね、そういうふうに主張もしているわけです。その方が今どういう身分にいるのかということは調べる必要はなかったと。調べるべきだというふうにお考えになった委員もいるわけですが、松葉証人はそういうお考えには至らなかったんですね。

松葉証人 要するに、今、醍醐証人が調べられたというのは、その形式的なことだけ調べられたんだろうと思うんですね。形だけそういう地位にあると。しかし私は実質を常に重要視しますので、そういうふうに、今は実質的には会員ではないと、実質的には、形式的には名前が残っているかもしれないけれどもというふうに聞いておりましたので、特にそういうふうに、だれから聞いたかわかりませんがそういうふうに聞いておりましたので、特に調べる必要性は考えませんでした。

柳田委員 松葉証人は、この四谷での会談が行われた際、長野県軽井沢町に住所を有していましたか。

松葉証人 そのとおりです。

柳田委員 公職選挙法第199条の5においては、後援団体は当該選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされていますが、この事実を松葉証人は現在知っていますか。

松葉証人 現在は知っておりますけれども、当時は知りませんでした。

柳田委員 松葉証人は、ほんの一時ですけれども長野県の職員でありました。その際に、オンブズマンとしての実績を買われて、そういう立場におなりになったわけであります。オンブズマンというお立場の中で、政治と金についての調査というものに関しては、以前経験としてはお持ちではないんですか。

松葉証人 ちょっと抽象的な政治と金、それは政治と金には非常に興味を持っておりますね。どういうところから政治献金をもらっているか、建設業者からいっぱいもらっているとか、そういう人はそういういろいろな変なことをやっているとか、そういう考えは非常に持っております。ただ選挙のことについては、私は一切選挙活動をしたことがございませんし、選挙について質問、相談を受けたこともございませんので、公職選挙法についてはあまり、ほとんど知らなかったという状態です。

柳田委員 いわゆる政治と金の問題において、規定をしている代表的な法律としては、公職選挙法と政治資金規正法という2つの法律があるかと思いますが。そういう認識はございますか。

松葉証人 そうですね、だけれどもそういう法律を特に勉強したことはございません。

柳田委員 政治資金規正法というものと公職選挙法についての知識は、ほとんどなかったということなんですか。

松葉証人 そういう法律があるという程度のことで、中身を勉強したことはございません。

柳田委員 それは勉強と言うんですか。

松葉証人 そうですね、勉強と言います。勉強と言いますか、弁護士というのは全部の法律を知っているわけではなくて、特にかかわった事件について一生懸命勉強するわけですので、そういう聞かれたこともない、自分の特に関与したこともない法律については、あまり知らないのが普通です。

柳田委員 法律家として、後援団体が選挙区にある者に対して寄附を行うということについての認識はどうお持ちですか。

松葉証人 ちょっと質問の趣旨がわかりませんが、もう一回、どういう趣旨ですか。

柳田委員 公職選挙法第199条の5に関して、法律家として、どういう認識をお持ちになりますか。

松葉証人 第199条の5というのは、確かにかなり広い範囲で、後援団体が寄附することについて禁止しているという規定であります。しかしながら、それはなぜああいう規定になっているかと言いますと、要するにその公職選挙法というのは、もともとまさに選挙の公正を害さないようにするための法律ですが、本当にそういう寄附行為が選挙を害するかどうか、選

拳の公正を害するかどうかということの証明がなかなか十分にできないから、ああいう広い規定になっていると思うんです。しかしながら公職選挙法というのは、そもそも選挙の公正を害することを防止するものですから、まさに選挙の公正を害しないようなものについて罰するという事はないと。私は、今回の寄附については、違法性がないというふうに考えております。

柳田委員 改めてお聞きいたします。結果的に知事後援会が行った行動は、これは松葉証人を問う法律ではございませんが、後援会が行った行動は公選法違反ではないんですか。

松葉証人 そうは思いません。

柳田委員 この条文から読むに至っては、例えば選挙に関する云々ということは条文としては書いていないわけですが、そういう意味を含めてお聞きをいたします。

松葉証人 先ほど申し上げましたように、公職選挙法というのは、そもそも選挙の公正をたず、公正を守るものであります。したがってその範囲で罰するというのが原則であると思います。したがって、まず刑罰を罰する場合には、公選法の要件の該当性とか、その次は違法性、責任というふうに判断するわけですが。特に本件の場合、違法性がないというふうに思います。と言うのは、まず目的が明白であると。要するにこの会合というのは、まさに調査委員会のこれからの調査方針をざくばらんに話し合うということを目的とするものですから、選挙とは一切関係ない。中にも、7人の委員の中に私一人だけがたまたま軽井沢に住んでいるという程度の話ですから、そんな目的で、選挙の目的でやるはずもない。しかも知事選挙はまだ先の先の話ですので、そんなことを考えるはずもない。そういう場合にこういった法律で罰するかというと、私は罰しないと。違法性がないというふうに判断するのが相当だというふうに考えております。

まずこの法律というのは、とにかく、要するに後援会が寄附するという事は悪いことだというふうにだれかが思うわけではないんですね。ただそういうふうに政策的に決めただけだというふうに私は思います。したがってその法律を知らない人は、問題になるとは全然思わない行為だと思うんですね。そういう意味で、私が知らなくて問題を感じなかったというのは当然の話だというふうに思いますし、知ったとしても、よく考えてみれば、検討してみれば、法律をよく、法律というのは、違法性というのは実質的にものを考えるんですね、判断するんです。法秩序体系を全体に考えて、その法の目的を考えて、それを罰するべきか、罰しないべきかというのは、違法性のところで十分に考えるわけです。そういったことは判例もありますし、学説もそうですし、そういうふうに違法性というのは実質的に考えると。形式的に考えるものではないというのが法律家の考え方と思います。

柳田委員 倫理的には問題はないのですか。

松葉証人 前から申し上げているとおり、倫理的にも問題ない。そもそもこれは倫理でもって当然に、これは悪いことだということではないんですね。泥棒をやったり、詐欺をやったり、横領したりするのと全然違って、そもそも政策的に決めたことですから、実質的な違法性がもともとあるわけではない。法律で決めたから違法性が考えられるだけであって、そういうことで倫理的に問題があるというふうには思いません。

柳田委員 再三で恐縮ですけれども、醍醐証人、倫理的にはどういう受けとめをされていますか。

醍醐証人 私は倫理的というよりかは、委員会の信頼性、県民の方の。我々内心で、飲食をもらったからといって何も自分の魂を売るわけではないとか、内心でどう思うかということもさることながら、皆さんの信頼性、我々を見る目がどうなのかということをやはり私は考えるべきだという点から見れば、明らかに利益相反の関係ができてしまうということだと思っておりますから、決してこれは形式論ではないと私は思いますし、法律というのはある種、主観的意図を問うだけではなくて、ある程度形式的に律する面もあるということなので、私はそういう理解で自分は行動をしていくべきだというふうに思っております。

もう一つ、ではこれが後援会費ではなくて県費ならどうなんだと。例えば六本木の場合、申し上げても少しよかったですか、何だったらもうとめていただいても結構です。この四谷の場合にしても、私は六本木の場合、職員の方から、2回にわたって違う方から案内が来たものですから、これは県費でそういう慰労の場を持たれるんだという認識のもとに参加したものだんですけれども。しかしそれが後援会費だったからきちんと処理しましたけれども。では県費だったらよかったのかと、問題が全くなかったのかと言われてみても、おっしゃられても、道義的にやっぱり社会的な節度、限度をきちんと越えていないかどうかというようなことについては、私自身反省すべき点が率直に言って六本木の場合はあったなということは、記者の方々に文書を送る中でも、最後に自分の自戒の意味も込めた考え方は述べさせていただいたというふうに思っております。

柳田委員 過去において、松葉証人は、現在においても含めてでございますけれども、知事後援会の会員であった時期はありますか。

松葉証人 全くありません。

柳田委員 そうすると、実際には形式的なものに関して、醍醐証人に関しては重きを置いて、そして行動してきたわけでございますけれども。松葉証人がお考えになる独立性と、独立していなければいけないというものは、どういったもの、形式的なものはあまり関係ないんだと、事実的にどういう状態であればいいとお考えになっているのかお聞きします。

松葉証人 私は、醍醐証人も言われているんですけど、知事から本当に現実に干渉的な言葉

とか、そういう言葉があって、これはおかしいじゃないかと思うならそれはともかくとして。そうでもないのに、形だけで何か批判されるという。しかもそういう批判を、自分でこっそりやめられるのならともかく、自分で大騒ぎをしてやめられた。記者会見をしてこういうふうに独立性がなくなるとか言って。本当に調査委員会の活動を、本当に信頼性をなくするようなことをされているんですね。マスコミの方たちは、私は今も思っているんですけども、本当に県会議員の方が問題あることを起こしても全然それに批判的な意見も書かない。知事の批判ばかり書くと。そういうマスコミの方たちと一緒にあって、そういう一生懸命記者会見をされて、しかも、醍醐さんの批判ばかりして申しわけないんですけど、問題だ、問題だと言われながら、新聞記者に言われるまでお金を返さないと、悪いと思ったらすぐ返せばいいではないですか。その大分前のやつも返してない。そして、記者会見して初めて新聞記者から言われて、では返しますと、そういうことだったと思うので。本当にそう思ってみえるのかなというふうに、ちょっと本当に疑問に思います。以上です。

柳田委員 独立性に関してはどういうふうにお考えになっているか、どうなんですか。

松葉証人 だから実質的に、知事がまさに調査委員会の調査内容、仕方について干渉されたら、そのときに問題ではないかと言って騒げばいいと思うんですね。だから実際何も無いのに、メーリングリストがあったって別にそれ、いろいろな連絡をしているだけですし、基本的には、そしてしかも知事が、実質的にこうすべきだとか何か言っているわけでも何でも無い。我々は、選ばれた7人というのは、本当に独立心の旺盛な、批判精神も旺盛な、何とか問題点を指摘しようと調査をしているわけですから、全然そんなこと、大騒ぎをするようなことではないと私は思いました。ところが、それに対してマスコミは大騒ぎされるということで、私は一体マスコミというのはどんなものなのかなというふうに批判を持っております。

柳田委員 松葉証人の今のお話の中で、「長野県」調査委員会の信頼を失うようなことに、結果ではなかったと。醍醐証人のこの会見を行うこと、辞任をすることということなんですけども。実際にはそういった結果になったとお考えですか。

松葉証人 そうですね、県民の方たちというのは、やっぱり報道、テレビや新聞しかそういう知る機会がないものですから、我々みたいに中に入っているいろいろな体験していると、何だこんな報道、議員さん何をやっているんだ、こんなと思って知らないわけですよ。だから、そういう報道のたびに・・・

小林委員長 松葉証人に申し上げます。つけ加えないようにお願いします。

松葉証人 だって、結論を言うために理由を言わなければだめじゃないですか。そういう報道のために、少し害されたかなというふうに思います。そういう経過です。

柳田委員 むしろ私はその「長野県」調査委員会というものの信頼を回復するための行動で

あったというふうに理解していますけれども。醍醐証人自身、「長野県」調査委員会の信頼に関して、独立性も含めて、独立性というものを持たなければいけないと思っている中での行動であったと思いますが、信頼を失うような行動であったというふうに理解されていますか。

醍醐証人 ここでは証人間でやり合わないということなので、私は直接には、松葉証人の今の御発言に対して一切この場では触れないということにさせていただきますが。具体的なことを言いましたら、私のあと大塚会長さんが辞任されました。私は報道でしかわかりませんが、委員会の中で、私が指摘した委員の兼任とか、そういうことについて事前に何も相談がなかったというふうなことが指摘を受けたということが、大塚会長の出された文書も私は拝見して読ませていただいたら触れておられました。これは私の考え方と別に100%同じだということもありませんが、趣旨としては、私が辞任したあとの委員会の中でも、それと共通の御意見があったということは、私は念頭に置いていただけたらなというふうに思っております。

柳田委員 醍醐証人にお聞きをいたします。この四谷での会談において、返還をされたわけでございますけれども。返還される際、知事後援会関係者と連絡はおとりになりましたか。

醍醐証人 四谷の場合は、最初にインターネットでしなやか会の電話番号を調べまして、電話をいたしました。そのときに、最初に出られた方は担当の方ではなかったので、確かすぐその場であったか、時間を置いてだったかは記憶が定かではありませんが、改めて担当者の方がお出になって、こちらからあの会合はどうだったんでしょうかと、調べていただきたいということはお尋ねして、それと返金するためには、総額がわかって割り算、均等割りはいいんですけれども、総額がわからないといくら返していいかわからないということもありましたので、それをまず確認させていただいた上で、現金書留で送ったということです。

柳田委員 返還する際にそういうふうに連絡をとられたと。お相手の方はどういうお立場の方だったかわかりますか、どういう方か、だれだったのか。

醍醐証人 その実質的な用件をお伝えしたのは、小林誠一さんであったというふうに名前を記憶しております。

柳田委員 返還される際、実際にはどういった会計処理がしなやか会では行われたのか、その報告はそういうふうに受けていらっしゃるでしょうか。

醍醐証人 それについては、一部新聞でも報道があったのですけれども。私とその四谷の自己負担分につきまして返金をしましたのが、これが5月25日に送金いたしました。そのあと11月1日にしなやか会から、これは穂苅会長名でしたけれども、それと六本木と合計ですね、2回分合計3万4,590円全額を寄附金として処理をしたいので、その旨をお知らせする

と。もし改めてまた返金してほしいのであればその振込先の口座番号を知らせてほしいと、そういう通知がまいりました。

それで、私は11月4日付で、寄附金として処理されるというのは、私の意思と合っていないのでそれは同意できないという、不同意の通知を配達証明の郵便で送りました。それに対して11月9日にしなやか会から、寄附金という処理をすると伝えたのは取り消したいという通知が9日付で来ました。それから大分たったんですが、12月6日付でしなやか会より、長野県選挙管理委員会とも問い合わせをした結果、政治資金規正法第12条の定めるその他の収入とするという通知がまいりました。

私は、実はこのような処理にも疑問を感じたわけです。自分は、私、会計専攻ということもあったんですけれども、ただ当時はともかく、ひとまず後援会で負担されている状態のまま放置していることは早く解消しなければいけないということで、とにもかくにもいったん返金したというところで、私はそこでちょっと終わってしまっていたわけですね。それで、今回、この証人尋問に立たせていただくに当たりまして、当時のことを改めて確認していく中で、この処理については、私は今現在まだ納得できないところがございます。

それはどういうことかという、しなやか会がされた処理というのは、収入の分類変更だけです。寄附金からその他収入に変えただけです。ということは、私がこの負担した金額というものが収入となっている事実は変わらないんです。ところが私の意思としては、しなやか会に、この項目名称は何であれ拠出したという認識は全く持っていないわけです。私の考え自身どおりやっていたかためには、科目名、どういう正式に規正法上の項目になっているかは確認しておりませんが、要するところ、飲食費というそのしなやか会が負担した費用というものを、少なくとも私の負担分だけは減らしていただく必要があるわけです。つまり、私の分はしなやか会が負担していないという状態に改めていただくことが必要なわけです。

その上で、それがしなやか会の費用負担から私の自己負担に切りかえていただいたということをするべきであって、費用のマイナスとするべきところを、収入の科目変更でしてしまっているということは、率直に言って私の意思と非常に相反している状態になっておりますので、どうしようかと、今、このままで放っておいていいものか、あるいはきちんとした政治資金規正法上の収支報告書を確認した上で、きちんとしなやか会に何か申し入れをしようかどうかという、今ちょっと思案しているところです。

柳田委員 松葉証人は、どういった会計処理がなされているという理解ですか。

松葉証人 知りません、確かめたことはございません。

柳田委員 結果的に醍醐証人は2004年5月18日に「長野県」調査委員会を辞任されたわけでございますけれども、知事及び長野県と「長野県」調査委員会との関係、こういったものに関

して、辞任の理由も含めて、最後、御意見等、尋問をさせていただきたいというふうに思います。

醍醐証人 私が思うのは、この間、「長野県 調査委員会を経験した短い期間でしたけれども、長野県から委嘱を受けた委員としてという認識は持っているんですけども、実態として見れば、長野県というか田中知事から委嘱を受けている、何か個人から委嘱を受けて仕事をやっているという、名刺がまさにその象徴的なものだったと思っているんですけども。そういうことに何かなっているように、私は思えてならないわけですね。一政治家として田中康夫さんを、私は個人的にどう思うかということは、これはさまざまありましょうし、この場で言う必要もないと思うんですけども。その審議会に類する委員という立場になった以上は、その個人として田中康夫さんという政治家をどう思うかということは、これは、私は一線を画すべきだと思っております。

ところが、その実態というものはその一線を画すということが、これはなかなか大変だなと。実は3月21日付で委員の皆さんに送らせていただいたのも、私個人というよりか、調査委員会の委員全体の総意で、きちんとした独立性とけじめをつけることが必要だというふうに思って、皆さんの意向を確かめたかったわけですけども。残念ながら私の意向というものと、皆さんの意識が相当隔たっているなということを感じさせられたわけですね。それで、このような状態のまま調査委員会の調査を全うするというのも必要だという認識があって、私、ですから1カ月以上どうしたものかということ、ずっと悩みながら経過してきたんですけども。究極的に県の職員と兼務することに何ら問題はないというのを、知事もおっしゃるし、その兼務している当事者の方もおっしゃると。これはちょっともう致命的なのかなと。

それから知事から委嘱を受けている以上、知事からの独立はそもそも無理なんだという認識を公言される方もありまして、ちょっとこれはなかなか難しいと。それならむしろ、私は長野県でこういう審議会というものが、後援会負担でなされていたということも、ほかにもいろいろあるということもその後出てきまして、やっぱり長野県の県政の中で、審議会がどういう役割を果たしているのか。そういうことについて、やはり私は微力でしたけれども、むしろ中にいて仕事をする以上、それについて皆さんにやはり一石を投じさせていただいて、こういう実態なんだということ、これをまず知っていただきたいという気持ちで記者会見等もさせていただいたと。そういう意味で、長野県政の中で非常に数多くある審議会というのはどうなっているのかということを知っていただきたいかったというのが、私の動機だったんです。

小林委員長 以上で柳田委員からの尋問は終わらせていただきますが、委員各位から特に御

発言がございましたら、持ち時間内でお願いをいたします。いかがですか。よろしゅうございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で、醍醐聰証人、松葉謙三証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、大変お忙しい中、しかも長時間にわたりまして御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

それではここで、10分間暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後4時25分

再開時刻 午後4時38分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。

各会派から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がありましたので、会派から順次発言願います。付託調査事件との関連性と提出請求先等を補足して説明願います。

林委員 知事秘書である経営戦略局の倉島さんの平成15年10月分の旅行命令書を提出いただきたいと思っております。

小林委員長 ただいまの記録要求について御意見ございますか。

(「なし」という声あり)

それでは記録を求めることに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定いたしました。それではただいまの記録要求につきましては、11月14日(月)までに記録の提出を求めたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

次に、百条調査権に基づき付託事件の調査を行うための証人出頭請求についてお諮りをいたします。

服部委員 田中知事後援会のしなやかな信州をはぐくむ会、ここで支払いについて、私ども尋問させていただいておりますが、その辺を明らかにするために、しなやかな信州をはぐくむ会の会長、穂苅甲子男氏、それから会計山根敏郎氏、同じく塚田國之氏、小林誠一氏、平

成15年から17年にかけてしなやかな信州をはぐくむ会の後援会の会計の責任者として尋問に耐え得る人、尋問にきちんと答えてくれる人をぜひ証人にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小林委員長 お諮りをいたします。ただいま提案がありました次回お呼びする証人、出頭請求者でございますが、11月18日（金）午前10時にしなやかな信州をはぐくむ会会長穂苅甲子男さん、会計責任者山根敏郎さん、塚田國之さん、小林誠一さん、以上4名を証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

それでは次回委員会は11月18日（金）午前9時から協議会を開催した後、引き続き10時から委員会を開催し、証人尋問を行います。

この際何か発言はございますか。

（「なし」という声あり）

それでは、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後4時45分